

昭和四十九年二月十日發行

萬葉學會

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」……………神堀 忍（一）

—人麻呂作「吉備津采女死時」歌について—

「身をたな知る」より靦い知る歌人高橋虫麻呂……………坂本信幸（三）

古事記音注私見……………毛利正守（五）

「堅 塩」考……………西宮一民（五）

—万葉集訓詁の道—



第八十三號

昭和四十九年二月

第八十二號目次

遊宴の花……………伊藤博

—額田王論—

防人歌試論……………身崎壽

あゆのかぜ私見……………黒川総三

「詠鎮懷石歌」から憶良の「七夕歌」まで……………原田貞義

—その作者と成立の背景をめぐって—

書評

田中卓著「日本古典の研究」……………植垣節也

報告

# 「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

——人麻呂作「吉備津采女死時」歌について——

## 神 堀 忍

一

吉備津采女の死にし時、柿本朝臣人麻呂の作る歌一首

井せて短歌

秋山の したへる妹 なよ竹の とをよる子らは いかさまに  
思ひ居れか たく繩の 長き命を 露こそば 朝に置きて 夕  
には 消ゆといへ 霧こそば 夕に立ちて 朝には 失すとい  
へ 梓弓 音聞く我も おほに見し こと悔しきを しまたへ  
の 手枕まきて 剣大刀 身に副へ寝けむ 若草の その夫の  
子は さぶしみか 思ひて寝らむ 悔しみか 思ひ恋ふらむ  
時ならず 過ぎにし児らが 朝露のごと 夕霧のごと

(2217)

短歌二首

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

楽浪の 志賀津の子らが 一に云ふ「志賀の津の子が」 罷り道の 川  
瀬の道を 見れば さぶしも (218)

そら數ふ 大津の子が 逢ひし日に おほに見しくは 今ぞ悔  
しき (219)

この人麻呂作歌は、卷二挽歌の部に収められている。そして、人麻呂の私的な作品の多くがそうであるように、当歌もまた、制作の時期や情況を明確にしがたいということ、作品の解明が困難になつてゐるものの一つである。特に、当作品においてもっとも解しがたい点は、題詞にみる「吉備津采女」と短歌二首によみ込まれた「楽浪の志賀津の子ら」(218)および「そら數ふ大津の子」(219)との関係である。

右について顧みるに、代匠記は「下ノ二首短歌ニ依ニ、津ハ采女カ名ナレハ吉備ハ氏ナリ。吉備ノ津ノ采女ト読ヘシ。」(注①a)と

し、短歌における「楽浪ノ志賀」および「天數凡<sup>アマカソフオウラ</sup>」をともに「吉備ノ津」の津（「采女カ名」）を言い出すための序とみている（注①b）。考もまた「此采女の氏は吉備津なり、大津志我津などよめるは、近江の其ところよりまゐりし故なるべし」（注②）として、ともに吉備津をこの采女の個人的な氏名とみた。これに対して、玉の小琴は「吉備津を、考に此采女の姓のよしあれど、凡て采女は出たる地をもてよぶ例にて、姓氏をいふ例なく、其うへ反歌に、志我津子共、凡津子共よめるを思ふに、近江の志我の津より出たる采女にて、こゝに吉備と書るは、志我<sup>シカガ</sup>の誤にて、志我津<sup>シカガ</sup>采女なるへし」（注③）とした。

ところで、近代にいたって、講義は、采女を貢献の国名郡名をもつて称することから、吉備津采女は備中国都宇郡貢上の采女であることを考証した（注④）。現今の諸説は、すべてこの講義の考証を是認したところから始まっているようである。この講義の説が動かしがたい以上、この作品を解する前提として、題詞を肯定してかからねばならなくなる。すなわち、題詞にみえる吉備津采女が、宮廷で吉備津采女とよばれたとするならば、短歌二首中において「楽浪の志我津の子ら」および「そら數ふ凡津の子」とよび替えられなければならぬ理由づけが必要となる。

二

さて、講義の説により題詞を肯定する立場を持し、吉備津采女を「楽浪の志我津の子ら」（二一八）または「そら數ふ凡津の子」（二一九）とよぶことについて、講義以後の主要なものについて諸説を整理すれば、ほぼ以下のようなろう。

(1) 「ささなみの志我」および「天數ふ凡」は、ならびに「吉備津」の「津」をいうための「措辞上の技巧」とみる。（私注△注⑤▽）

(2) 吉備津はその出身地をさし、志我津または凡津（武田訓はオホシツ）は、生前の住んだ所をさす。（講義△注⑥▽、全註釈△注⑦▽）

(3) 近江朝の采女であり、その御代のできごとであるから吉備津采女を「志我津」・「凡津」の子とよんだ。すなわち、藤原朝の人麻呂が、言い伝えられた近江朝の采女の悲劇をとりあげるに際し、かつての時代の子として「志我津の子ら」「凡津の子」とよんだ、とする。（注釈△注⑧▽）

さて、まず(1)については、注釈が

私注も「措辞上の技巧」としてゐるが、「もののふのやそ」と今の場合と同例とは云ひ難く、「ささなみの志賀津の浦」（七・

一三九八)の例を見てもわかるやうに、「志賀」と「津」とをわけて「志賀」までを「津」の序だと考へる事は無理である。殊に次の作には「おほ津」とあるのだから猶無理である。(注

⑨)

と述べるのに従うべきであろう。

つぎに、(2)についても、注釈が

飛鳥藤原の御代の采女が、たとひ辞任後といへども近江に住むといふ事は納得のゆきかねる事である。近江朝の采女が、廢都の後も夫と共に大津に住みついたといふのならば一応わかる。

としながら、近江朝の妙齡の采女が藤原朝には相当の年齢であるとして、長歌の内容表現にふさわしくないとして反対し、その矛盾を処理するために、藤原朝の人麻呂が、近江朝の人に身をなしてこの作品を「創作」した、とみることによつて解決しようとする(注⑩)。

この注釈説は、吉備津と志我津(または凡津)の問題をも含めて当作品の解釈上の難点をもつとも広範に解決しようするものであった。また、「赤人、虫麿等に真間手兒名の挽歌あり、福麿、虫麿、家持等に、蘆屋処女の挽歌あるごときものではあるまいか」との私注の指摘(注⑪)を受けて、さらに、後の作品に先行する人麻呂の創作技法の多様さを説明するという文学上の視点をもっている点におい

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

て、現在のところ、もつとも有力で価値ある論といってよい。しかし、北山茂夫氏が批判するように、題詞を尊重する以上、「死にし時」と注釈の虚構説とは矛盾する(注⑫)。もつとも、注釈はおそらく、題詞を含めて人麻呂の虚構たることを提唱しているのであるが、それならば、題詞に編者の手が加わっていないことを明らかにすべきであろう。この作品の所在する近辺のものについてその題詞をみるに、たとえば「妻の死にし後に、泣血哀慟して作る歌」(二〇七)のように、題詞にはそれなりの心配りがある。それを無視してはなるまい。

また、これを注釈のいうように、「伝説に近い存在」たる吉備津采女の悲劇を人麻呂が「その時の人に身をなして」「創作」した(注⑬)とみるには、すくなくとも、つぎのような発言に対応し得るものにしなくてはなるまい。すなわち、主として虫麻呂の伝説を素材とした作品の手法分析に基づき、「この作品(注Ⅱ吉備津采女の死に関して作った歌)には、伝説を語るといふ、その『語り』の要素は見出されない」という清水克彦氏の指摘(注⑭)や、「この挽歌の内部構造、表現は、卷二に集成された、人麻呂の草壁・高市の二皇子への挽歌以外のすべての挽歌とのあいだに共通性がすこぶる濃厚で、伝説にもとづく挽歌としての特質がほとんどみられない。」(注⑮)という北山茂夫氏の批判等がそれであつて、とにかく

く、これを人麻呂の特異な一手法として容認できそうにない。すでに注釈が「題詞と反歌と二つの地名から生ずるいろいろの矛盾を解く為にその矛盾の焦点をこの句（注Ⅱ二一八番第二句）へ移した形になった」（注⑩）ことを自認しているように、この作品解決のため原点はここに存するように思う。

以下、題詞中の「吉備津采女」と反歌の「楽浪の志我津の子ら」「そら數ふ凡津の子」との関係を、あらためて考察することとする。

### 三

従来の諸説がなんらかの問題を含むものであること、すでにみたところである。

采女が、特に貢上の国・郡の名を冠して呼ばれたことはいうまでもないが、当時一般の女性の場合でも、出生地・出身氏族の名で呼ばれることはあっても、その居住地によって呼ばれたり、婚姻によって呼び名が変わったりはしないのが通例である。すなわち、婚姻による同居が行なわれている他氏族出身の女性の姓でさえ、当時の戸籍による限り変ってはいないのが一般庶民の実情であった。また、貴族間にあっても、たとえば、集中にみられる女性名は結婚後も変化していないことはいうまでもあるまい。とすれば、吉備津采女が

「志我津の子ら」と呼ばれる可能性はすくなくなる。本来、題詞における吉備津が地名であるように、「志我津」「凡津」も地名である。とすれば、この隔った二国の別個の地名を、それぞれあるがままに別個のものとしてみたら、というのが以下の論述の基調である。

まず、長歌の構成についてみるに、「く消ゆといへ く失すといへ」「く寝らむ く恋ふらむ」とそれぞれ対句仕立てになっている箇所段落があり、全体三段よりなる。

第一段では、「秋山のしたへる妹」という顔貌の表現に「なよ竹のとをよる子ら」という姿態の表現を重ねて、思い描かれる紅顔窈窕の采女の面影を、無常なるものの象徴としての「露」「霧」（注⑭）をただちに重ねることによって打消している。なお、たとえ、

ここで切れないで後に続いてゆくとみるにしろ、長歌全体においてこの部分が果たしている役割が、美しい女主人公の提示と、春秋にとんだ青春を断ったその采女の悲劇の暗示にあることは、異論あるまいと考える。この短い段落の中に、印象のあざやかな美しい対句「秋山のしたへる妹 なよ竹のとをよる子ら」と声調の整った対句「露こそば朝に置きて夕には消ゆといへ 霧こそば夕に立ちて朝には失すといへ」と、二つもの対句を配したことについて、「形式的な点がひどく目につく」、「一般的であり常識的であって、真実に迫

るといふ体のものではない」という評(注⑩)が生まれてくる。しかし、それだけに、作者は相当の心構えと心配りをもってこの作品に対していたのであって、形式的であるがゆえに、より美しく描こうとした作者の意図の存するところを考えておきたい。

第二段では、さきのはかなく逝った采女に対する作者人麻呂自身の立場を明確にし、さらにその采女ともっとも深い関係にあった夫の立場を描いている。まことに、自分は、かの采女の死去のうわさを聞くものにすぎない。その傍観者であるべき自分も、かの女をほのかに見たことが悔しく思われるのに、まして「しきたへの手枕まきて 剣大刀身に副へ」て深い契を交わしたその夫たる人は、どんなにか淋しく思っ一人寝していることであろう。悔しく思っ恋い続けていることであろう、という。すなわち、第二段の最も重要な部分は、采女を失った「若草のその夫の子」に対して割かれているのである。しかも、「梓弓音聞く我」と「若草のその夫の子」、「おほに見しこと悔しき」と「さぶしみか思ひて寝らむ 悔しきか思ひ恋ふらむ」が対置されていること一見して明らかである。作者は、采女の悲劇を目撃したのではなく、単に音に聞くばかりであり、その采女を生前「おほに」しか見たことがないのである。その自分にひき比べて、「その夫の子」の淋しさ・悔しさを幾層倍であろうかと思いやる作者の心が読みとられなければならない。

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

第三段は、ふたたび采女のうえにもどる。「時ならず過ぎにし」の語で自殺を暗示しながら、はかなく消えた采女の命を、朝露のようだ夕霧のようだと余情をこめてうたっているが、その表現はまことに優しい。その吐息のような優しさは、第一段と同質のものであることに気づかれる。第二段における人たちがまことに広がつてゆくうわさ話、ほのかに見た采女の面輪、采女と通じた男、采女の自殺、男の寂寥・悔恨、かく立ちあらわれては重ね写しになってゆく現実にあつたはずの、生身身の人間の氣息・表情・挙動・感情を前後両段で優しくおし包んでしまったのである。整った形式と美しい音調をもつ第一段を喚び起こし、それと響き合っているのが、この短い第三段の役割なのであつた。

右のような検討によつて、この長歌一首において、作者が意図的にもっとも大きな比重をかけている部分がはっきりしてきた、と思う。すなわち、それはまぎれもなく第二段であつて、しかもあきらかに、采女とかかわつた「その夫の子」の身の上に照明があてられている、とみてとらざるを得ない(注⑪)。

#### 四

従来の研究を顧みるに、題詞に明示された吉備津采女と作者とを重視するあまり、その死者ともっとも深くかかわつた夫に対する顧

慮を欠いてきたのではあるまいか。すくなくとも、作者の人麻呂と「その夫の子」との関係を、さらに掘り下げてみる必要がある。とにかく、前節のように長歌を検討するかぎり、人麻呂と采女との関係は、采女とその夫との関係以上には出ないことあきらかなのである。さらに問題となるのは、悲劇の女主人公Ⅱ采女に配するに、人麻呂が「その夫の子」とよんだ特定の男性があったことである。

この時代の采女に婚姻の自由がなかったことは、ひろく知られている。さすれば、右の特定の男性は、あきらかに禁制を犯している。しかも、采女の任期は終身であつたらしい(注⑳)。宮廷における男女の風俗の紊乱を慶雲年間の続紀記事(注㉑)によって、采女と一般廷臣との交わりを説くむきもある(注㉒)が、その当を得ぬことは門脇氏の説述にみえる(注㉓)。また、采女が夫をもつことがあり得たことの例として、采女安見兒と中臣鎌足の場合(万葉集2九五)がしばしば挙げられるが、これは天智天皇からの鎌足に対する配慮であり、まったく政策的なものである(注㉔)。

すなわち、采女はあくまで天皇の私有物にすぎないのであり、他の中央貴族出身の女性たちとは区別すべき性格のものであつた(注㉕)。しかも、彼女らは後宮に属しているのであつて、身分は低くとも天皇の側近に仕えるというその職能からみて、一般の廷臣たちが自由に会う機会はずくなかつた、とみるべきである。その当時、

人麻呂がたといかなる身分であつたとしても、その吉備津采女とまみえ得た機会は「おほに見し」とのことばどおり、まれまれのものでしかなかつたのであろう。「おほに見し」は、さして身分の高くない下級官人としての入麻呂にとっては、まったく実感の裏づけをもつた表現であつた。その采女が特定の男性と結ばれた、というのである。とはいふものの、そうした恋におちる機会をもち得るものとしては、やはり官人が想定される。とすれば、入麻呂とその一人の官人とは、ともに官人であるという意味において、入麻呂が采女に逢うよりは、お互にどこかで逢う機会が多かつたはずである。もし、一面識がなかつたとしても、その必要があれば会う機会をもち得たものとしてよい。しかも、作者入麻呂がわが身にひき比べて、ただちに相手のうえを思いやっていることから、入麻呂とその官人とは感情的に解し合える世代であつたように思えるのである。ともあれ、作者は作中の一男性の側にたつていただけはあきらかであらう。

右のような考察を経たうえで反歌二首を吟味するとき、おのずからそこに新しい視角が開けてくるであらう。すなわち、当然、第一首の「楽浪の志我津の子ら」は、長歌における「若草のその夫の子」に対応しているのであり、また第二首における「そら数ふ凡津の子」もまた同様である、としなければならぬ。



## 五

「志我津」および「凡津」は、まぎれもなく近江の地名である。

天智天皇によって宮都に定められた近江大津宮のたしかな宮址は判明していないが、現在の滋賀県大津市の西北部であったろう、という。すなわち、近江国滋賀郡にあった、といわれる。しかも、近江大津宮の大津なる地名は、本来は滋賀津といたらしい。さらに、それは宮都に定められた後、大津と改称された、という(注⑳)。

とすると、歴史的にみて、大津という地名は比較的新しいのであり、さらに廃都の後、いつのころからかは不明であるが、大津とよばれなくなっていたことも確かめられる(注㉑)。

大津の地名自体が天智天皇の宮都と密接にかかわっていたのである。それゆえ、「大津の子」は大津宮に仕える官人一般を指す呼称であった、とも考えられる。ところが、宮都所在の地名をもって官人一般を指した例が見出せない。たとえば、アスカの子ら、ナラの子ら等という言い方はしないのが普通である。とりわけて、歌謡の類に詠みこまれた例を見ない(注㉒)。

思うに、わが国の宮都は遷り替るのが本来のあり方であるから、それにつれて移動する官人一般を宮都の名によって呼ぶ慣習はなかったであろう。もし、このことにして誤りなければ、当時の「吉

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

備津采女」のことを、当時の人に身をなした作者としても、「志我津の子」「凡津の子」とよぶはずはない、ということになるのである。

そこで、地名を冠して特定の個人を指す場合は、多くは、その土地出身の者か、または氏族名を表わしている場合だ、とみなければなるまい。出身の地名に親愛の意をあらわす指小辞を附して特定の個人を指した場合に

ありきぬの三重の子(雄略記歌謡100)

山のまゆ出雲の児ら(万葉集3四二九)

やくもさす出雲の児ら(3四三〇)

がある。

また、特定の氏族名を指す例として、記紀歌謡の久米歌中の「みつみつし久米の子ら」があるし、推古紀における蘇我一族の賛歌とみられる歌謡103中に「真蘇我よ蘇我の子らは」が見出されるが、これらはその氏族中のある一個人を指すものでなく、ひろくその氏族構成員すべて、またはその氏族の若者たちという複数への呼びかけであって、特定の個人をさす例にはならないかもしれない。

氏族名で特定の個人を表わしていることのみあきらかな例としては、記紀歌謡には「しびの若子」(紀95)「毛野の若子い」(紀98)など例が多い。万葉集には「はだすすき久米の若子」(3三〇七)

「みつみつし久米の若子」(三四三五)がある。もっとも、集中に「地名十子ら」という場合、男性であるという確実な例がないので、先掲の「ありきぬの三重の子」や「出雲の児ら」の例から「志我津の子ら」「凡津の子」を女性とみることもあったのであろう。

もとより、官人は公式の言語場(口頭、文書記録とも)においてを除くのほかは、氏族の名で呼ばれるのが普通であつたらしい。このことは、集中の題詞・左注等に藤原卿・大伴卿・石川大夫等とのみ記し、それがために、その何人か(ひと)が不明になつてしまつた例が多いことから承知される。卷十六所収の戲咲歌の一群に「池田の朝臣」(三八四一)「穂積の朝臣」(三八四二)「平群の朝臣」(三八四三)等と氏の名が詠みこまれている例があるのは、官にある同僚間では氏をもつてお互を呼びあつたらしいことを想像させるものがある。もし、これが一般的なものであつたならば、身分にあまり懸隔のない官人間では、相手を氏姓によつて呼んだ、と考えられよう。

この短歌二首における「志我津」「凡津」またはそのいずれかが、あるいは作者の人麻呂と身分的にほぼ相等しい同僚の氏姓ではなかつたか、という推察もなされてくるのである。

## 六

まず、「シガツ」を氏族名と見得るか、ということについて検討

したところを述べれば、それは否である。一往の文献資料(注⑳)による限り、本来近江国「シガ」の地に関係があつたと思われる、「シガ」を名乗る氏族は左の五氏につきるようである。

志賀(志我) 忌寸(注㉑)、志賀穴太村主(注㉒)、志何史(注㉓)、志我閑連(注㉔)、志我戸造(注㉕)

右の五氏について注したところからわかるように、「シガ」を冠した氏族は、実はほぼ帰化人系と見てとれる。そのうえ、それら氏族は奈良朝初期までに存在を確かめうる、「シガ」を本拠とする氏族でもあつた。しかし、ついに「シガツ」を名乗る氏を見出し得ない。

右のごとく「シガツ」を名乗る氏族を見出すことができない以上、やはり、これはその土地在住、またはその土地出身のものを指す、とみるべきであらう。したがつて、「シガツ」が氏族の名を表わす、という方向への探索は断念しなければならない。

さて、「シガ」は天智朝に、あきらかに大津と改称されているのである(注㉖)。そこで、大津を名とする氏族を探してみるに、「大津連」「大津造」をあげることができる。大宝元年四月に、遣唐大通事大津造広人が垂水君の姓を賜わり(注㉗)、また、和銅七年六月に従七位下大津造元休、従八位船人等が連姓を賜わっている(注㉘)。これらの記事によつて、文武朝の大宝元年以前に大津造姓の人物が存在し、その広人以外にも少からぬ人々が大津造を名乗つて

いたことを示している。さらに、和銅七年三月には沙門義法が還俗し、従五位下に叙せられており、その還俗は得意とする占術を用いるためとある（注⑳）。ただ、その記事に、還俗に際し「姓を賜ふ」となく「姓は大津連、名は意毗登」とあることによれば、あるいは自身の俗姓にもどったものか、と思われる。ただし、さきの大津元休らの連姓を賜わったのが、この義法還俗の三箇月後であることは、あるいは、義法還俗によって大津造一族に連姓を賜わったのではあるまいか、とも推測されるのである。しからは、義法も以前は大津造であったかも知れない（注㉑）。しかし、今はそのいずれかを確かめ得ない。いずれにしても、文武朝以前より、大津造が、またあるいは大津連という氏が存在したことが想定されよう。

しからは、大津造または大津連とはいかなる氏族であったろうか。遺憾ながら、これらの氏族は新撰姓氏録に見出せない。したがって、当時すでに衰退し没落したか、または改姓されて他氏族に合流してしまったのかもしれない。ただし、新撰姓氏録は、その収載が五畿内居住の氏族に限られている。だから、近江国から移動しなかった氏族は記録される機会がなかった。それゆえ、その存否を確かめることは困難といふべきであろう。

## 七

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

さて、これらの大津連または大津造なる人々のうち、義法については、さいわいにもかなりの記録が存する。

すなわち、慶雲四年五月下旬に美努連浄麻呂および学問僧義法、義基、惣集、慈定、浄達等が新羅より帰朝している（注㉒）。そこに初見の義法であり、しかも懐風藻の本文に見える、「従五位下（目錄「正五位下」）陰陽頭兼皇后宮亮大津連首」（注㉓）その人にはほかならない。懐風藻には五言律詩二首（83・84）を遺している。さらに、養老五年正月下旬の詔（注㉔）中において、「百僚のうち、学業に優遊し師範たるに堪ふる者」としてあげられた陰陽師六名の中、筆頭者はこの大津連首、時に従五位上である。他の五人は従五位下津守連通、王仲文、角兄麻呂、正六位上余泰勝、志我閉連阿弥陀で、やはりその尤たる者であつたらしい。（補注）

のち、天平二年三月の太政官の奏請（注㉕）に、「陰陽医術及び七曜頒曆等の類は、国家の要道にして廢闕することを得ざれ。ただし、諸の博士を見るに年齒衰老せり。もし教授せずは、恐るらくは絶業を致さむ。望み仰はくは、吉田連宜、大津連首、御立連清道、難波連吉成、山口忌寸田主、私部首石村、志斐連三田次等七人、各々弟子を取りて、まさに業を習はしめよ。その時服・食料もまた大學の生に准ぜよ。その生徒は陰陽医術に各々三人、曜曆に各々二人。」とあり、同時の他の奏請ともどもに許されている。右の奏請

の文言中に「諸の博士を見るに年齒衰老せり」とあるによれば、天平二年当時、大津連首は相当の年令に達していた、と推察される。懐風藻の記す没年は六十六（注④）、しかしその没時は不明である。同書目録によれば、極位極官は正五位下陰陽頭（本文では従五位下陰陽頭兼皇后宮亮）とある。ところで、天平九年十二月下旬に外従五位下高麦大が陰陽頭兼陰陽師に、外従五位下阿倍朝臣虫麻呂が皇后宮亮に任ぜられている（注④）。あるいは、この痘瘡大流行の年天平九年の十二月までに死去した、とみてよいのではないだろうか。

さらに一時代おくれて、大津連大浦がいる。天平宝字八年九月の藤原惠美朝臣押勝の逆謀事件の端緒において史乘に現われる（注④）。しかも、この事件に関して即日叙位にあずかった十三人中の一人であり、正七位上から一挙に従四位上に叙せられている。さらに同日賜姓の五人中の一人として、大浦は大津宿祢を賜わっている。その特叙等の理由は、宝龜六年五月に見える大浦の卒伝（注④）にあきらかである。

大浦は世々陰陽を習ふ。仲満甚だ之を信じ、問ふに事の吉凶を以てす。大浦その指意逆謀に渉ることを知り、禍の己に及ばむことを恐れて、密かにその事を告ぐ。居ることいまだ幾ばくもあらぬに仲満果たして反す。その年従四位上を授け、姓を宿祢

と賜ひ、兵部大輔兼美作守に拜す。

その後については引用を略し、概述すると、天平神護元年八月に和氣王謀反の事に坐して日向守に左遷され、その位封を奪われる（注④）等波瀾の生涯を送る。しかし、ここで何よりも注目すべきは、その卒伝にみる「世々陰陽を習ふ」の詞句である。医疾令の医生等の採用について規定した条の義解に、「世習するとは三世医業を習ひ、相承して名家と為る者なり」とある（注④）。これを援用し得るならば、この家が首および大浦以前から陰陽を事としたことが考えられよう。また、雑令の陰陽寮の諸生採用等についての条に、右の医生等に準ずべきを規定し、その義解に「先づ占<sup>うら</sup>氏及び世習する者を取れ」との方針を示している（注④）。かように、こうした特殊な業が伝世のものであり、大津造または連はさような家系であった。これに関連するのは、神護景雲元年九月中旬の大浦の解任記事である（注⑤）。

日向員外介従四位上大津連大浦を解任す。その隨身せる天文陰陽等の書を没れて官書となす。

右に関して律令を参照すれば、まず職制律において、天文陰陽関係の図書類を私家に所有すること、この道を私かに習うことを禁じている（注⑤）。これを令に照らせば、雑令において、同じくこれら図書類の官署からの帯出を厳にすべきことを規定している（注⑤）。

ところが、さきの大浦解任の記事によれば、事実上、伝世の陰陽家は、それらを所持していたこともあるわけである（注⑤④）。それにしても、大浦以後、大津連に著名な陰陽家があらわれないのは、あのように伝世の書を没収されたからであり、やがて陰陽師の系統としての大津連は埋もれてしまうのであろうか。

とにかく、大津連を称する陰陽を伝世する一族が、文武朝より弘仁朝にいたるまで存在していたことは、右によって明らかである。問題は、それがどこまで遡れるかであろう。

## 八

義法の出生を、さきのように天智末年から天武初年の間と推定するならば、義法を生んだ氏が、すくなくとも天智朝以後は存在していたとはいえよう。

とにかく、いい得ることは、大津という地名が天智帝の近江国滋賀郡への遷都によって改称されたものであるということ、この大津を氏として名乗ったのは天智朝以後であるという可能性が大きい。

ただし、天智朝において官号として冠した地名「大津」が、ただちにある氏族名として呼称することを許されたかどうか、疑問の存するところである。廢都になって後も、引続いて旧都大津を本拠と

していたので、大津を名乗ることを許されたのもあろうか。それゆえ、天智朝においては、いまだ他の名を称していた、とみななければなるまい。これは推察の域を出ぬが、あるいは、大津の旧名シガツを名乗る氏族であったのかも知れない。いずれにしても、天智朝の有した諸史料は、壬申の乱においてその多くが灰燼に帰したであろうから、いまははや知るすべもないのである。

右の推論にして従い得るものならば、大津を名乗る氏族は天武朝以後に現われるものとみられ、この挽歌が「藤原宮」の標目下に排されていることと考えあわせるとき、当歌の作因となった事件そのものも、やはり天智朝までは遡ることはない、と考えざるを得ない。

シガという地名をその名に含みもつ氏族たち、すなわち、志賀忌寸、志賀穴太村主、志何史、志我閑連、志我戸造らが、渡来人の系統を引く者たちであったことは、すでに第六節において述べた。このうち、志賀忌寸については、桓武帝の延暦六年七月に、右京の人 大友村主広道、近江国野洲郡の人 大友民曰佐龍人、浅井郡の人 錦曰佐周興、蒲生郡の人 錦曰佐名吉、坂田郡の人 穴太村主真広らが「並びに本姓を改めて志賀忌寸を賜」わっている（注⑤⑤）。この賜姓記事によると、主として近江国に散在し、その祖を一にする伝承を有していたと思われるこれらの氏族は、本来シガを本拠としていたが

ゆえに志賀忌寸を賜わった、とみてよい。

かように、奈良朝には、大友村主や大友曰佐を名乗る人々が近江を中心に散在していた。しかし、推古朝ころには、まだシガに集中していたのであろう。すでにはやく、推古九年十月に百済の僧觀勒が来朝して、曆の本および天文地理の書、さらに遁甲方術の書を貢上した記事（注⑤⑥）が見え、引続いて左の一条があり、そこに右の大友村主広道と同氏姓の大友村主高聡なる者を見出す。すなわち「是の時に、書生三四人を選びて、觀勒に学び習はしむ。陽胡史の祖玉陳、曆法を習ふ。大友村主高聡、天文遁甲を学ぶ。山背臣日立、方術を学ぶ。皆学びて業を成しつ。」とあるのがそれである。

また、推古十六年九月に、大唐（実は隋）の使人裴世清の帰国に際し、小野妹子が大使として遣わされ、同時に学生・学問僧各四人が派遣されている（注⑤⑦）。そこに、志賀漢人慧隱が学問僧の一人として加えられている。彼らが、当時の選り抜き学生・学問僧であったことは、のちに大化の改新を導いた高向漢人玄理・新漢人日文（のちの僧旻）および南淵漢人請安らの名が見えることによっても察せられる。

大友村主高聡といい、志賀漢人慧隱といい、多数の知的水準の高い渡来者たちが、すでにこのころからシガの地を本拠としていたらしいことを十分に推量し得る、と思う。

このようにみれば、シガを本拠としたとみられる志我閉連に陰陽にすぐれた志我閉連阿弥陀がおり（注⑤⑧）、同様に大津連に大津連首（第七節既述）を出しているのは、まったくの偶然とは思えない。すなわち、この二氏族は、はやく天文遁甲という陰陽と深くかわる学問に名を挙げた、大友村主高聡の系統を引く氏族なのであるまいか。

同じく、天智朝には、この地は大勢の百済系の亡命者とかかわりをもつ（注⑤⑨）。そこで、あるいは、大津連はこれらの百済系の亡命者の中かとも考えられぬでもない。しかし、百済系の亡命者で姓をもつようになる確実な例は聖武朝にはいつてかららしい（注⑥⑩）、ということを見ると、文武朝のはじめにすでに連姓でよばれている大津連は、やはりシガの漢人系とみざるを得ないようである。

## 九

右のように、「凡津の子」の大津は、特定の氏族すなわち大津連（または造）の子弟であると認められる。しかも、あるいはこの大津の子は、シガの漢人の系統を引くもので、おもに陰陽を事として朝廷に仕える家柄であつたらしい。とすれば、その特殊な仕事の性格上、内廷に出入する可能性も考えられ、したがって他の一般の廷臣たちよりも采女と接触する機会も当然あり得たわけである。

要するに、「シガツの子」「大津の子」は、ともに大津連（または造）を称する一族にかかわる一個人をさすとみななければならぬ。右のようにみるならば、この「吉備津の采女死にし時、柿本朝臣人麻呂の作る歌」の二首の解は、従来の諸説とはよほど変った趣に解されてくるであろう。

まず、第一首の「罷り道」は、采女の「その夫の子」の「罷り道」と解せざるを得ない。「罷り道」については、右大臣藤原永手の薨じた時の光仁天皇の宣命（注⑥）中に「みまし大臣の罷り道も後軽く心も穩ひに念ひて平けく幸く罷り通らすべし」によって、死者自身の死出の旅路とみることに諸説落ち着いているようである。しかし、当面の短歌第一首の場合、主語が死者でない以上、この「罷り道」は、やはり「罷る」の本来的な意義である宮廷からの退出と考えられる。したがって、この「罷り道」の「罷る」は、采女との通婚による罪を得ての宮都からの退去である。

さて、ここで想い起こされるのは、時代は下るが、やはり通婚を罪せられて土佐国へ流された石上乙麻呂と下総国に配された久米若売との事件（注⑥）である。吉備津采女と「その夫の子」の「大津の子」の場合とは身分的に大きな差があるので、同列に扱うべきではないかもしれぬ。しかし、乙麻呂と若売との場合は双方ともに配流された。しかも、土佐国に配される乙麻呂を「馬じもの 縄とり

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

つけ ししじもの 弓矢囲みて 王の 命かしこみ 天離る 夷刃に罷る」（六一〇一九）と詠んでいる。かように、配流の場合でもやはり「まかる」である。この「大津の子」もまた、罪を得て都から退去させられる身である。その退去の川沿いの道を「罷り道の川瀬の道」といったのである。

吉備津采女は、事件の発覚と同時に死を選んだか、または自分ゆえに「大津の子」が罪を得たことに絶望してか、いずれにしてもすでに帰らぬ人となっている。すべてを失って都を退去する「大津の子」である。従四位下左大弁（注⑦）石上乙麻呂の配流と無名の一微臣の場合が同じだ、とはいい得ないにしても、流人として都を出るその光景は、多感な人麻呂の涙をさそわぬはずはなかったろう。かくて、一首（二一八）の大意は

近江国の志我津の地出身のあの若者が、恋の罪ゆえに配流されてゆく、その川瀬の道を見れば悲しいことである。と解される。

## 一〇

さて、短歌第二首（二一九）における「ソラカゾフ」は、一般には地名「大津」の「大」に「凡」おほをかけたものとみ、「虚かぞふ」と解されてきた。ところが、大津連（または造）が陰陽にたずさわ

る家として知られていたとすれば、その陰陽の家をよびおこすにふさわしい枕詞が人麻呂によって創造された、とみられる。すでに、齋藤茂吉は、人麻呂の造語としての立場から、「天の星辰を數ふ（見て目算する）。その星辰が多いからオホにかけたのである。

『凡』でも、『大』でもなく、『多』のオホである。」と述べ、「文選」あたりに、『天數』の熟語が見つければまた別物である。」（注⑥④）となお余地を残した語釈を施している。私注がこの立場をさらに発展させて、「天の星を數へれば多いといふ意味でオホにつづくのであらう。（中略）易に天數五地數五云々とある以下用例が少くな、天の種類とか、天文の原理とかいふ意に用ゐられる字面と思はれるが、それと之とは直接の関係があるか否か明かでない。」（注⑥⑤）と指摘したのは卓見と思う。

やや時代が下るが、孝謙帝の天平宝字元年十一月九日の勅（注⑥⑥）に、諸国の博士・医師がそれぞれの諸学生に講すべき書が示されている。そのうち、天文関係として挙げられた一書に「天官書」がある。すなわち、統紀考証（注⑥⑦）もいうがごとく、史記の天官書である。それに「昔之伝天數者、高辛之前重黎、於唐虞義和（下略）」（注⑥⑧）と見え、集解の職員令（注⑥⑨）においても、天文曆数について注するにあたり、尚書堯典を引き、さらにこれを解説するために「孔安国曰、重黎之後、羲氏、和氏、世掌天地之

官。」と記しているので、「天數」は広く天文の義と解される。いうまでもなく、狭義には、天文とは人文に対するもので、天体現象である。さらにいえば、日月・五星・廿八宿の動靜運行である。ところで、數は、計にも算にも通じ、また計算に同義という（注⑦⑩）。そして、「數者、（中略）所以算數事物、順性命之理也」（漢書、律曆志）（注⑦⑪）とあるによれば、もはや、ここにいう天の文を數むこと、すなわち天文の觀測、望氣は単に天体現象の觀察、氣象の測候にとどまるのみではなく、陰陽五行の往来消息を觀じ、世の推移・人事の吉凶禍福を察し判ずるものであり、あくまで深く政治とかわるものなのである。

それを、職員令・考課令・雜令の關係条文を集解（雜令についてのみ、義解）および職制律を参照して（注⑦⑫）、具体的に陰陽寮の職掌としてとらえなおそう。まず、陰陽寮の中には「曆數」とよばれる領域がある。その職掌の性格は、基本的には部内秘的でなく開放的である。すなわち「日月の度数を計りて、曆を造り時を授くるなり」とあるように、天体を觀測し、造曆・時刻報知のことを掌るのである。これらには、主として天文師、曆師、漏刻博士に率いられる守辰丁があたる。一方、部内秘的な性格をもち、職分の嚴格なのが、占・候・卜と称されるものである。これらにかかわるものは、主として陰陽師、天文師、卜部の長上である。同じく天文を扱



うにしても、天体の観測を通じて「五雲の色をもってその吉凶を視、十二の風気を候みてその妖祥を知る」のである。天文の観生はもちろん、その博士でさえ職掌上の発言には分を守らねばならなかった。トは卜部による亀卜であるが、令制下においては多分に形骸化していたのではないかと思われる。のこるは陰陽師で、占筮・相地を掌り、これがもっとも政治にまき込まれやすいことは、さきにも大津連大浦においてみたところである。そのためこそ、天文・陰陽の私習を禁じ、その凶書の私家での所有を禁じ、官署から関係凶書・観測機器の帯出を厳禁したのであった（第六節既述）。

右にみたとおり、その官署の名にも負う陰陽のことは、「天數」とこそよびはせぬが、天体・気象の観測をふまえ、陰陽五行の往来消息を通じて、人事・世事の祥瑞・災異を想察するという、天命さえも数むほどの洞察力、ひいては政治的な炯眼を要求されるものである。それは、陰陽寮の職掌においても基本的かつ中核的なものであった。そうした陰陽の家系の子弟「大津の子」をいい出すために、人麻呂が「天數ふ」を冠し、これを枕詞として使用したのは、まったく斬新な表現であった、と思われる。しかし、氏族名を呼びおこす場合にその職能を枕詞にこめるということは、枕詞のかかり方の一般からいえば、あるいは類例が少ないということとで反論も予想される。しかし、人麻呂の修辞上の発想が、従来のそれよりも自

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」

由で独創的であることはすでに周知のところである（注⑦⑧）。しかも、その氏族の本来的な職能を呈示して氏族をよびおこす枕詞とする例は、「駒造る 土師の志婢麻呂」（16三八四五）に見られるところである。したがって、かような発想がまったく見られなくはないということとを併せ考えると、「そらかぞふ」は陰陽の家大津連（または造）にはまことにふさわしい枕詞であったといひ得よう。なお、さらに大津が近江朝以後の新地名であって、「ささなみの 志賀」のような慣習的な修辞がない以上、新規の独創的な発想を必要としたであろう。

天文曆数、占候卜曆、あるいは陰陽、いずれにしても何やら秘密めいた職掌に従事する渡来者の家、それらの人々にふさわしい「そらかぞふ」という人麻呂独自の発想になる表現に接して、当時の人々はその新鮮・適切に感嘆・共鳴したことであろう。こうして、「そらかぞふ 大津の子」は「かの陰陽の家の大津の子」の意と解することができるのである。したがって、「逢ひし日に」は、誰に逢ったのが問題となろう。直前に排列の一首（二一八）では、あきらかに悲劇の子の都からの退去を見送る第三者の立場で詠んでいる。もし、この短歌第二首もそれと立場を同じくするものならば、「大津の子」が作者に出逢った、ということになる。しかし、すでに長歌において吟味してきたように、作者はあくまで「その夫

の子」の側に立って事件を見、心を痛ましめているのである。ここは、なんとしても、作者を通しての、大津の子と吉備津の采女との関係を述べたもの、とみるのが自然である。

かくて、私解では

陰陽の家の子であるあの大津の子が、生前の采女と会った日に、もっと心にとめて、しかとみておかなかったことは、今ははやいかんともしがたいことながら、悔んでも悔みきれないことだ。

の意となる。愛する者を失い、身に罪を負うて都を退去する大津の子に、二人の恋のはかなかつた縁えんを悔しく思う、と作品においては作者の情感を抑制して、「大津の子」の立場において同情している。

かように、この短歌二首にあつては、長歌における首尾の「露」「霧」に呼応するように、同じく長歌中に見える「悔し」「怜さぶし」を採り用い、その情意語を一主体一語に限定し、みごとに締めくくって間然するところがなく、作者の暖かな思い遣りがおのずから全体にみなぎるものとなった。

一一

かくて、最後の短歌一首によって、二人の若者の逢う瀬が、人目をしのぶ東の間の、まことにはかない恋であったことが知られる。

それによって、采女は死を選び、「その夫の子」は罪を負うた。ここに、若者らしいいちらずで純粋な恋の感動が響いている。それに感動した作者の情感もまた若々しい。

もつとも、一首を「今ぞ悔しき」または類同の詞句で取纏める相聞または悲別の歌は、多分に類型的な発想であつたようである。しかし、注目すべきは、挽歌にも

我が背子をいづち行かめときき竹のそがひに寝しく今し悔しも  
(7一四一二)

かなし妹をいづち行かめと山菅のそがひに寝しく今し悔しも  
(14三五七七)

とみるとおり、同じく結句に「今し悔しも」と「今ぞ悔しき」に類似する表現をもつものがあることである。それは、生前の愛のかたちを常のもののように思っていたおろかさを表現しているが、これもやはり類型的なものであつたことは、この二例によつても知り得るところであろう。もし、人麻呂の意識下にかような類想歌があつたとすれば、かかる挽歌の類型をふまえているということにもなる。たとえしからずとも、相なれた夫婦でさえ、死別の後に、ともに生きた時をおろそかにした悔いはあるものを、まして、人目をはばかり恐れ、相逢う機会もままではなかつた恋人たちであつた。しかも、采女の死によつてもはや相逢う機会の永遠にない「その夫の

子」を思いやる作者である。「おほに見しくは今ぞ悔しき」の詞句には、恋人たちがわずかに相逢うた機会への千万無量の同情と理解がこめられている(注⑦④)。短歌第一首で「志我津の子」を見送る第三者としての作者は、ここでは「大津の子」自体になりかわって表白している。それはまた同時に、詠むべき対象と作者としての自己との境界を不分明なものにもしている。ここに人麻呂作歌の特質があり、そこにこそ人麻呂の大いさもまた存在するのであれば、この一首にいたってはじめて、采女と大津の子に対する人麻呂の慟哭が凝縮されている感がある。

従来、この一首が、さきの一首に比して、「長歌の、ホノニ見シ事悔シキヲの句意を、一首に纏めている。長歌と呼応しているだけで、特に補足するだけの内容はない。」(全註釈入注⑤)、「一首は内容のことは少く、アマカゾフの序の部分に寧ろ、力が用ゐられた如き風である。」(私注入注⑥)、「長歌の『おほに見し こと悔しき』の意をとって一首の短歌に仕立てたものであるが、それだけで、反歌としての独立性に乏しく、前の一首に及ばないのは作者自身の実感によるものでない事を示すと云へるのではなからうか。」(注釈入注⑦)等と、軽く見すごされてきたのは、作者がなにかの機会にかの采女と逢った(あるいは、垣間見た)時に、おほに見たことが悔しい、ととってきたために、表現があまりに間接的であ

「吉備津采女」と「天教ふ大津の子」

るとみられたがためであった。しかし、そこにある後悔は、「大津の子」が折々の逢う瀬をいとも貴重なものとして、もっと激しくきっぱりと相会うべきであった、というものである。悲劇をひき起こしたこの恋を後悔すべきものとして描いてはいないのである。この作品に作者の若々しさを読みとれるものがあるのは、悲劇の若者たちの恋を徹底的に肯定したところにあるのだ、と思う。

## 一一

以上、「吉備津采女の死にし時、柿本朝臣人麻呂の作る歌」における短歌二首の「ささなみの 志賀津の子」および「そらかぞふ大津の子」は、題詞にみえる「吉備津采女」ではない、ということ を考察した。それは、長歌における「若草の その夫の子」、すなわち吉備津采女と通婚した一人の若い官人をさす、とみられる。したがって、人麻呂は、実際にこの事件に遭遇し、現実にこの采女を「おほに見」たのであった。右の考察においては、かの采女がその事件がもとで時ならず死んだ、という以外には、かの女の死に様、その時所を明らかにすることはなかった。

吉備津采女の相手として推論した、陰陽の家大津連出身のこの若者についても一切は不明である。この事件生起の時期もまた明らかにはなし得ず、ただ藤原宮時代の始めのころかと推定される。な

お、ひそかな想像が許されるならば、すでに述べたように大津連首の出生は天智末年か天武初年のころであるから、大津首その人を「大津の子」になぞらえることも可能ではある。首はこれがために出家し、後に新羅に渡った、ということになろう。その僧義法が大津首として還俗した時に代度をたてていないのは、彼の出家が官命によるものではなかった、ということ想像させるものがあるからである。

ただ言い得ることは、宮廷に仕える軽輩のうら若い男女が禁制を破って恋におちいり、采女は自殺し、大津を名乗る氏族出身の若者は罪を得て都を追われたらしい。おそらく、現実には、采女はみずからみじめな死を選び、若者もまたみじめに捕えられたのである。もし、従来言われたように「虚構」の匂いがこの作品にまといついているとするならば、それは、かような現実を意図的にきわめて美しく描いたという作者の文学的虚構にあることを問い直すべきであろう、と思う。

(付記)

拙稿は、本文中にも言及した、北山茂夫氏「柿本人麻呂論序説 その一―その詩人的前歴を探る―」(注⑫)に触発されて成ったものである。ここに明記して、篤い謝意を表す。

△注▽

- ①万葉代匠記、一(契沖全集△岩波版▽第一卷、a、六〇六ペ)
- b、六〇九ペ、六一〇ペ)
- ②万葉集卷二之考(賀茂真淵全集、第三、二二二八ペ)
- ③万葉集玉の小琴(本居宣長全集△筑摩版▽第六卷、三四―五ペ)
- ④山田孝雄、万葉集講義、卷第二、六三一ペ
- ⑤土屋文明、万葉集私注、第二卷、二五八ペ、二六〇ペ
- ⑥前掲、講義、六五〇ペ
- ⑦武田祐吉、増訂万葉集全註釈、三、本文篇一、六〇六ペ
- ⑧澤瀉久孝、万葉集注釈、卷第二、四八〇ペ
- ⑨前掲、注釈、同ペ
- ⑩前掲、注釈、同ペ
- ⑪前掲、私注、二五六ペ
- ⑫北山茂夫「柿本人麻呂論序説その一―その詩人的前歴を探る―」(文学、第四十卷第九号所載、五ペ)
- ⑬前掲、注釈、四七八ペ
- ⑭清水克彦「伝説歌の成立条件―虫麻呂の伝説歌を中心に―」(万葉論集、二二三ペ)
- ⑮北山、前掲論文、六ペ

⑩前掲、注釈、四八〇ペ

⑪当作品における「露」「霧」の果たす役割については、清水克彦氏「吉備津采女死せる時の歌」（柿本人麻呂―作品研究―、所収）に詳論がある。

⑫前掲、私注、二五六ペ

⑬前掲、増訂全注釈、六〇五ペ

はやく、柿本人麻呂（歴代歌人研究の中）において、「後に残された夫の上に、同情して歌つたものとみ（一二九ペ）、「采女の夫に贈ってゐるのであらう。」（一三〇ペ）と述べたが、本書には、「内容としては、婦人の死を悼む挽歌の常として、ここにも残された夫の上を思つて一首を結んでいる。」と、おおかたの註釈書類が采女のみひかれてゐる中であつて、際立つてたしかな把握がある。

⑭門脇禎二、采女 献上された豪族の娘たち（中公新書73）、一〇三ペ

やや下つては、養老六年に陸奥国内叛乱のため同国出身の授刀兵衛・衛士以下、采女・仕女にいたるまでが故郷に放還された（続紀9、養老六年閏四月乙丑（廿五日）条の太政官奏）と見えるが、あるいはその時にかかわる一人かといわれる（磯貝正義「葛城王考―万葉集を中心として―」山梨大学学芸学部研究報告、第七号、四六ペ）「風流の娘子」にして、またかの有名な

「吉備津采女」と「天教ふ大津の子」

「安積山影さへ見ゆる山の井の浅き心を我が思はなくに」（16

三八〇七）の作者「前の采女」、大赦によって本郷に還された出雲国大原郡出身の大原采女勝部鳥女（続紀13、天平十二年六月庚午（十五日）条）等の特殊例は、もちろんある。

⑮続紀3、慶雲三年三月丁巳（十四日）条「このころ、諸司の容儀多く礼儀に違ふ。しかのみならず男女別なく昼夜相会す。」

⑯前掲、私注、二五五ペ。注釈、四七六ペ

⑰前掲、采女、七六ペ、七八ペ

⑱ a. 田村円澄「古代天皇の執政と不執政」（飛鳥仏教史研究所収、三二〇―二二ペ）

b. 田村、藤原鎌足（埴新書3）、一二七―八ペ

田村氏の見解の要点は、すでに拙稿「大伴家持と坂上大嬢」（万葉集研究、第二集所収、三五一ペ）において右のaにより紹介した。

c. 門脇、采女、五七―八ペ、六六ペ

すでに鏡女王を正室とし、「当時、人臣第一位にあつた鎌足が采女をえ、采女に通じ、そのことをこよなき喜びと歌いあげ」、なによりも、采女を母とする大友皇子を皇嗣にするために、「貴族らが采女そのものについてもっている卑賤観、蔑視感をとりぞく」、また「貴族たちによりも大海人皇子

その人に」「心の持ち方をさとし教えようとさえしていたのかもしれない。」という、「すぐれて政治的な配慮と意味あいが含まれていた」。

②⑤前掲、采女、四四ペ、七七ペ

なお、門脇氏の論述に即していえば、われわれは必要以上に采女を美化して考えてきたきらいがある。いかに地方の美女とはいえ、中央貴族の、幾代もかけて洗練・醇化してきた美人と、それを飾る富とおもえば、宮廷内での彼女らの美しさに差があるのは当然であり、さらに終身という采女の任期をおもえば、采女すべてをまぶしいほどの存在と考えるわけにはゆかないだろう。

②⑥奥野健治、万葉淡海志考、八八ペ、八三ペ、一九二ペ

②⑦日本紀略（日本後紀3逸文）、延暦十三年十一月丁丑（八日）条の詔に

近江国滋賀郡の古津は先帝の旧都なり。今輦下に接すれば、昔号を追ひて大津と改称すべし。

とある（新訂増補国史大系第十卷、日本紀略、前篇、二六八ペ）。

②⑧仁徳紀、歌謡51「難波人 鈴船取らせ 腰なづみ その船取らせ 大御船取れ」があるが、この「難波人」も、けっして難波宮の宮廷人ではなく、難波の地の庶民であること明らかであ

る。

②⑨竹内理三ほか編、日本古代人名辞典の指摘に依拠し、確認。

③⑩志賀忌寸

続紀39、延暦六年戊辰（十七日）条賜姓記事に、右京人大友村主広道、近江国野洲郡人大友民曰佐龍人、浅井郡人錦曰佐周興、蒲生郡人錦曰佐名吉、坂田郡人穴太村主真広等が「並びに本姓を改めて志賀忌寸を賜ふ」とある。

なお、新撰姓氏録（佐伯有清、新撰姓氏録の研究、本文篇、三一六ペ）には

志我忌寸（摂津国、諸蕃。後漢献帝より出づ）を見出す。

③⑪志我穴太村主

新撰姓氏録（前掲、同書三三六ペ）に、未定雑姓、右京に配されており、「後漢献帝より出づ」とある。

③⑫志何史

「志何史堅魚麻呂」なる人物が、天平十七年のものと推定されている造寺所公文優婆塞貢進文（大日本古文書、第二十五卷、九九ペ）に、近江国栗太郡木川郷戸主大友曰佐椋麻呂の戸口として見える。いつごろから「シガ史」を名乗った氏か明らかでないが、「史」を名乗るから帰化系であろう。

③③ 志我閉連

統紀8、養老五年正月甲戌（廿七日）条に「志我閉連阿弥陀」が、詔して「百僚のうち、学業に優遊し師範たるに堪ふる者を擢げて、特に賞賜を加へ後生を勸励すべし」としてあげられたものの中、陰陽として大津連首、津守連通、王仲文、角兄麻呂、余泰勝らとともに時に正六位上としてその名が見える。なお、新撰姓氏録（前掲、同書二九三ペ）には、(1)右京諸蕃、上の漢の部に、山田宿祢、志我閉連、長野連、山田造と列記してあり、周の靈王太子晋より出た山田宿祢と同祖という。また(2)河内国諸蕃の漢の部に、山田宿祢、山田造、長野連、志我閉連、三宅史ともに山田宿祢同祖としている。右の山田宿祢は、奈良朝初めには山田史を名乗った。

③④ 志我戸造

統紀32、宝龜四年正月癸未（七日）条の授位記事中に「志我戸造東人」が正六位より従五位下に叙せられている。また、統紀34、宝龜八年三月乙亥（廿三日）条によれば、右の東人は連姓を賜わっている。

③⑤ 注②⑦参照

③⑥ 統紀2、大宝元年四月癸丑（十日）条

③⑦ 統紀6、和銅七年六月甲申（廿九日）条

「吉備津采女」と「天教ふ大津の子」

③⑧ 統紀6、和銅七年三月丁酉（十日）条

③⑨ 太田亮、姓氏家系大辞典、第一巻、一一一六―七ぺ。成稿後、事項確認のため右一書を参照したところ、すでに同見の存するを見出した。ここに注して、太田氏に敬意を表する。

④⑩ 統紀3、慶雲四年五月乙丑（廿八日）条

④⑪ 懷風藻、日本古典文学大系69、一四四ぺ、六六ぺ

④⑫ 前掲、注③③引用、統紀8、同年月日条

④⑬ 統紀10、天平二年三月辛亥（廿七日）条

④⑭ 前掲、懷風藻、一四四ぺ

④⑮ 統紀12、天平九年十二月壬戌（廿三日）条

④⑯ 統紀25、天平宝字八年九月乙巳（十一日）条

④⑰ 統紀33、宝龜六年五月乙酉（十七日）条

④⑱ 統紀26、天平神護元年八月庚申（一日）是日条

④⑲ 令義解、卷八、医疾令、医生等取薬部及世習条（新訂増補 国史大系、第二十二巻の中、二七九ぺ）

④⑳ 令義解、卷十、雑令、取諸生条（前掲書三三四ぺ）

④㉑ 統紀28、神護景雲元年九月癸亥（十二日）条

④㉒ 律、卷第三、職制律、玄象器物条（新訂増補 国史大系、第二十二巻の中、三九ぺ）

④㉓ 令義解、卷十、雑令、秘書玄象条（前掲書三三四ぺ）

⑤4 右の⑤2⑤3において参照したような律令の条文は、本来的に天文現象等をもって吉凶祿祥を占い、占言をもつてすることを官だけに占有し、私的に利用されることを未然に防ぐためのものであった。ところが、伝世の特殊な技術を有する博士家として特別の便宜を与え保護を加えてきた者が、逆謀を企む者たちにまきこまれ逆用されたとあつては、見過ごすわけにはゆくまい。立法段階において当然予想されるものであつたが、単なる危惧が現実のものとなつた以上は、打つべき手は打たねばならぬ。これ以上の大きな政変などあつてはならぬ。さきの大浦随身の天文陰陽等の書を官に没収することは、当然の処置であつた。しかし、天平神護元年秋の日向守左遷時にあつてしかるべきが満三年経過してのことであるということにも、考えさせられる。あるいは、処断者の側になにか掬すべき一抹の猶予の情があつたか、その才能・技倆の評価に鑑みてなお研鑽を続けさせて置こうとの成心あつてのことではなからうか、とも思われろ。それかあらぬか、孝謙から光仁への代替りということもあろうが、卒伝によれば「宝亀の初、罪をゆるされて入京し」、宝亀二年七月下旬には陰陽頭に任ぜられている（前掲注④7同条。続紀31、宝亀二年七月丁未（廿三日）条）。

⑤5 前掲注③0引用、続紀39、同年月日条

⑤6 紀22、推古九年十月条

⑤7 同右、推古十六年九月辛巳（十一日）条

⑤8 前掲注③3参照

⑤9 天智朝の近江遷都に、半島・大陸の勢力に対する軍事的防衛の意義をも認めるとすれば、天智二年におけるわが遠征の軍団の百濟よりの引揚げ（紀27、天智二年九月甲戌（廿四日）条。発船は翌日。）と同時に亡命した、大勢の亡命將軍らの意見も多分にこの地の選定にあづかつていた、としてよからう。天智六年の遷都（同上、天智六年三月己卯（十九日）条）前後を通じて、各地の築城（同上、天智四年八月条、同六年十一月是月条、同八年是冬条、同九年二月条）の任に彼らが任ぜられているようであり、対新羅政策の重要な一環にかかわっていた、と思われる。それかあらぬか、そのはじめ難波に居しめられた（同上、天智三年三月条）亡命渡来の人々が、近江の地にも配されている（同上、天智四年二月条、同八年是歳条）のであるが、特に蒲生郡には主だったものを含む七百余人もが配され、やがて同郡内に宮都を建てる計画もあつたらしい（同上、天智九年二月条）ことは、天智帝がかれら百濟貴族や学識者を重視していたことをうかがうことができる。新たな渡来者ということからの障礙・抵抗が予想されるから、にわかに政治の枢機に



直接かわらせることは困難であつたらう。しかし、一方においては、学識者を大友皇子の賓客として遇し（大友皇子伝。懐風藻、日本古典文学大系69所収、七〇ペ）、また、はやく百済の官位制について検討し（紀27、天智四年二月是月条）、やがては対応すべき冠位を授与し（同上、天智十年正月是月条）、彼らの学識・技術を活用して官僚群の中に組み入れてゆくというかたちで、シガの地は百済亡命者たちと深くかわわつていた、とみられる。

⑥0 天智二年の百済系亡命者のうち、最初にわが国風の姓を称する確実な例は、聖武朝の神亀元年五月辛未（十三日）条（統紀9）における渡来者たちへの多くの賜姓が初出のものと思われる。すなわち、天智紀にみえる百済系亡命者と思われる人々と氏を同じくする人々が、この時わが国風の氏姓を受けたのであった。それ以前の記録にみえる百済人たちは、すべて渡来した当時の氏名を称している。

⑥1 統紀31、宝亀二年二月己酉（廿二日）条

⑥2 統紀13、天平十一年三月庚申（廿八日）条

万葉集、卷六（一〇一九〜二三）

⑥3 統紀13、天平十年正月壬午（十三日）是日条、同月乙未（廿六日）条

⑥4 斎藤茂吉、柿本人麻呂 評釈篇卷之上、一六一〜二ペ

⑥5 前掲、私注、二五九〜六〇ペ

⑥6 統紀20、天平宝字元年十一月癸未（九日）条

⑥7 村尾元融、続日本紀考証（国書刊行会版）六〇九ペ

⑥8 史記、卷二十七、天官書（増訂史記評林、卅六〜七丁、古典研究会編、和刻本正史、史記（一）四一八ペ）

⑥9 令集解、卷三、職員令、陰陽寮条、釈説（新訂増補 国史大系、第二十三卷、七二ペ）

⑦0 説文解字、卷三下（a）「数、計也」、卷五上（b）「算、数也」（樸学叢書、第二集第一冊、（a）九七ペ、（b）一四六ペ）

新撰字鏡、卷第三「数、計算也」（京大國語学国文学研究室編、古典索引叢刊3、二〇二ペ）

⑦1 漢書、二十一、律曆志第一上（国学基本叢書、漢書補注（三）、一六三〇ペ）

⑦2 令集解、卷三、職員寮（前掲書、七二〜四ペ）

同右、卷十九、考課令、最条（同右書、五七四〜五ペ）

令義解、卷十、雜令、秘書玄象条（前掲⑤③同条）

律、卷第三、職制律、玄象器物条（前掲⑤②同条）

⑦3 澤瀉久孝「枕詞を通して見たる人麻呂の獨創性」（万葉の作品と時代、一〇六〜一一ペ）

⑦④後のものであるが、同想の歌が多い中にも、つぎの二首は特に心に残る。

ぬば玉の夜見し君を明くる朝逢はずまにして今を悔しき

(15三七六九、狭野弟上娘子)

かくのみにありけるものを妹も我も千歳のごとく頼みたりけり  
(3四七〇、大伴家持)

⑦⑤前掲、全註釈、六〇八ペ

⑦⑥前掲、私注、二六〇ペ

⑦⑦前掲、注釈、四八三ペ

(補注)(九ペ)ここに言及した、留学僧・還俗者の当時の実態の

一端については、拙稿『大船の津守が占』考(関西大学国

文学会編刊「国文学」第五十号所載予定)にやや詳しく述べ

た。ご併読いただければ幸せである。

# 「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂

坂 本 信 幸

(一)

万葉集を読んでいく中で、我々は時折何が判っていないのか判らないという状態に遭遇する。自分では判っているつもりで、実は案外判っていないかった、というようなことがしばしば起こる。素朴な疑問を我々は忘れている。

鶏が鳴く あづまの国に 古に ありける事と 今までに 絶  
えず言ひくる 葛飾の 真間の手児名が 麻衣に 青衿着け  
ひたさ麻を 裳には織り着て 髪だにも かきは梳らず 履を  
だに はかず行けども 錦綾の 中につつめる 斎ひ兒も 妹  
にしかめや 望月の 足れる面わに 花のごと 笑みて立てれ  
ば 夏虫の 火に入るがごと 湊入りに 舟漕ぐごとく 行き  
かぐれ 人の言ふ時 いくばくも 生けらじものを 何すとか

「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂

身をたな知りて 波の音の さわく湊の 奥つ城に 妹が臥  
やせる 遠き代に ありけることを 昨日しも 見けむがごと  
も 思ほゆるかも

(巻九・一八〇七)

右は、高橋連虫麻呂の代表的な歌として、高等学校の古典の教科書にもしばしば採られている勝鹿の真間の娘子を詠んだ長歌であるが、この歌の「……いくばくも 生けらじものを 何すとか 身をたな知りて……」という部分、近時の注釈書にも異論を呈しているようにも見受けられず、私自身もこれ迄迂闊に見過ごしてきたのであるが、これが案外判らない。私だけが判らないのであり、諸賢には当り前のことを今更にあげつらうのかも知れないが、少なくとも、今迄曖昧にしてきたことがはっきりするのではないか、と思われる。なお、僅かなりとも、歌人虫麻呂を知る材料となれば幸いで

ある。

(一)

ここで私が注意したいのは、歌の解釈という面における問題である。歌の解釈については、土橋寛先生も言われているごとく（『古謡全注釈』古事）、「注釈」が「語彙の一般的・多義的な意味を明らかにする作業」であるのに対し、「解釈」は「一首の歌の意味を明らかにする作業」であり、「個々の語彙から全体へという方向と、全体から語彙へという方向との二つを循環的に繰返しながら、全体の論理をとらえ、同時に個々の語彙の意味を決定する」ものであるといえようが、そのような点から考えた時、この部分には、少なくとも次の三つの問題が曖昧にされていると考えられる。

(1) 「いくばくも 生けらじものを 何すとか」の三句は、手児名の心と解するのがよいか、それとも、虫麻呂の心と解するのがよいか。

(2) 「身をたな知る」とは、具体的にはどうということなのか。

(3) 「いくばくも 生けらじものを」とは、一般的に人間というものは、という意で言ったものか、手児名個人に関して言ったものか。

(1)の問題に関しては、『代匠記』の

何為跡歟、今按是は女の思ひ取て身を投る意を云へばナニストカ  
カノ点は叶はず、ナニセムトカと読べし、幾時も生ぬ物故に我  
故に多くの人々を争そはせて何かせむと思ひてか身を捨つらむ  
となり

と、ナニセムトカと訓みて、手児名の心と解す考えに始まり、ナニ  
ストカと訓みて、手児名の心に解す『略解』の説、

幾許云々より娘子が心をいふ。何すとかにて句也。

それを踏んだと思われる

『折口口訳』手児名は、人間と云ふ者は、何時迄も生きてゐら  
れないのに、人の騒ぐのは何の役に立たうか、と自分の身の事  
をよくわきまへ知って……

『土屋文明私注』〔大意〕幾らも生きはすまいものを、こんな  
に為てどう為ようと、身の上のことを知って、波の音のさわぐ  
港の墓に、自ら死んだ妹が伏して居る……（「語釈」○イクバ  
クモ以下三句手児名の自ら言ふことである。……）

等の考えに対して、『童蒙抄』に

先づはいくばくも不<sub>レ</sub>生人の身なるに、何せんとか身を知りて  
入水はせしと云義に見る也。然れ共句意篤と解し難き也。

と述べるのに始まり

『古義』何為跡歟身乎田名知而は、本居氏云、身の事を、何と心得てかなり、何為跡歟は、何とかと云むが如し、歟は、知而の下にめぐらして意得べしハ中略V何と心得てか、かやうに身を投たるぞ、となり。

『総釈』「幾許も生けらしものを何すとか身をたな知りて」に作者の人生観を見せてゐる。

『全註釈』（釈）何為跡歟 ナニストカ。どうするとしてか。

カは、疑問の係助詞。下の、妹ガ臥セルの句で、これを受けて結んでいる。手児名の行為を、理解しがたいものとして、その意を疑う心である。

等と踏まれ、『岩波大系本』『澤瀉注釈』にも継がれ、最新の、小島

・木下・佐竹三氏共著の『小学館本』にも

○いくばくも生けらしものを——イクバクはどれほど、生ケラジは生キアリの約イケリの打消推量。早まって死ななくてもどうせ人生は短いのに。女主人公が入水自殺したことに對する作者の批評の句。

と解せられている考えがあるわけである。

これについては、「何すとか」という句を考えるに、前者の解釈は首肯しがたい。はっきりしているのは、前者の立場をとる代匠記や折口口訳・私注等にしても、「身をたな知りて」は作者が娘子に

「身をたな知る」より靦い知る歌人高橋虫麻呂

ついで考えた言い方、ととっており、「何かせむと思ひてか（代匠記）」「何の役に立たうか、と（折口口訳）」「こんなに為てどう為ようと（私注）」というように、「いくばくも生けらしものを何す」までを娘子の心と解しておるわけであるが、そうすれば、「何す」は上の句と密接な繋がりを持つことになる。しかるに、万葉集中の「何すとか」という語例を見るに

なかなかにも黙もあらましを何すとか相見そめけむ逐げざらまく  
に  
(卷四・六一二)

何すとか使の来つる君をこそかにもかくにも待ちかてにすれ  
(卷四・六二九)

逢はむ日は何時もあらむを何すとかその夕逢ひてことの繁きも  
(卷四・七三〇)

うつせみの世やも二行く何すとか妹に逢はずて吾がひとり寝む  
(卷四・七三三)

……あしひきの 山鳥こそば 峰向かひに 妻問ひすといへ  
うつせみの 人なる我や なにすとか 一日一夜も 離り居て

嘆き恋ふらむ……  
(卷八・一六二九)

何すとか君を厭はむ秋芽子のそのはつ花のうれしきものを  
(卷十・二二七三)

等、上の句に続いて「……何す、トカ……」という具合に切れるも

のは無く、「……、何ストカ……」と、上の句で一旦切れて、何ストカ全体が下の句にかかつていくのが普通である。初句に何ストカが表われる例が二例見られるのも、何ストカが下にかかわる語句であることの証拠である。これは、イカサマニオモホシメセカ（巻二・一六七他）・ナニシカモワガオホキミノ（巻二・一九六）等と同類の挽歌的発想のパターンによるものと考えるのが正しい。<sup>①</sup>（代匠記に、ナニストカの訓をしりぞけ、ナニセムトカの訓を用いたのは、おそらくこの辺の事情を考えてのことであろう。しかし、ナニセムトカでは六音になるという欠点があり、この場合ナニストカと五音で訓んで解釈できるのであるから、改訓の必要は認められない。また、ナニセムとある場合は、通常ナニセムニと続いており、トカに結ぶ場合はナニスとあるのが集中に一般的に見られる傾向である。）

(2)の問題に関しては、ほとんどの注釈書において、具体的に述べられてはいない。タナシルの語彙的な意味が、タナが「十分に、すっかり」という意であると考えられるということから、「深く知る、十分わかきまへる、すっかり知る」となることを注しているにすぎないのである。ところで、そのようにタナシルという語を理解した<sup>②</sup>として、身を十分わかきまへる、ということはどういうことであろうか。手児名が身を深く知ったのは、どのように身を知ったのか。自

分の身を思い知ることにより自殺したことから考えれば、どのように手児名が自分の身を思い知ったのか、この理解は非常に重要と思われる。

そこで、万葉歌の中に出てくる「身」という語の例を見てみるに、まず巻十六・三七九一の「髪」か「身」か不明なものを除外し、身ヲタナシリテ（二八〇七）、身ハタナシラズ（二七三九）、身モタナシラズ（五〇）の三例を一応除外すると、全部で四十五例。その内、剣大刀身ニ添へ（寝ル）というような表現のもの（一九四・二一七・六〇四・二六三五・二六三七・二六八三・三四八五）七例、朝影ニ吾ガ身ハナリヌというような表現のもの（二三九四・二六一九・二六六四・三〇八五）四例、それと似たような恋瘦せの表現（七二三・七四二・三二七三）三例、他、憶ヒ病ム吾ガ身（三八一一）、恋シクニ痛キ吾ガ身（三八一一）、惜シキ吾ガ身（四五〇五）、手弱女ノ吾ガ身（五四三）、イヤシキ吾ガ身（八四八）、老イヅク吾ガ身（四二二〇）、老ニテアル我ガ身（八九七）、老イ果テヌ吾ガ身（三八八五）、ワクラバニ成レル吾ガ身（一七八五）、言ハレニシ吾ガ身（三三〇〇）、言フ術ノタヅキモナキハ吾ガ身（四〇七八）を除外し、かつ、己ガ身シイタハシケレバ（八八六）、惜シキ身ノサカリ（四二一一）、和草ノ身ノ若カハ（三八七四）、吾妹子ニ心モ身サヘ（五四七）、妻問ヒニ吾ガ身ハ離ケシ（六三七）、イ

チシロク身ニシミトホリ(三八一一)、我が身八千遍死ニカヘラマ

(卷二十・四四六八)

シ(二三九〇)、君ナクハナゾ身ヨソハム(一七七七)、筑紫ノ綿ハ  
身ニツケテ(三三六)、富人ノ家ノ子供ノ著ル身ナミ(九〇〇)等  
の、身に対する認識とあまり関係のない歌々を除くと、残るのは、

みつばなすかれる身ぞとは知れどもなほし願ひつ千歳の命を  
豈もあらぬおのが身のから人の子の言も尽さじわれも寄りなむ  
(卷二十・四四七〇)

……はしきやし 妹がありせば 水鴨なす 二人並び居 手折  
りても 見せましものを うつせみの 借れる身なれば 露霜  
の 消ぬるがごとく……

(卷三・四六六)

朝霧の消やすき我が身他国に過ぎかてぬかも親の目を欲り

(卷五・八八五)

倭文たまき数にもあらぬ身にはあれど千年にもがと思ほゆるか  
も

(卷五・九〇三)

朝露の消やすき吾が身老いぬともまたをちかへり君をし待たむ

(卷十一・二六八九)

かにかくに物は思はじ朝露の吾が身一つは君がまにまに

(卷十一・二六九一)

朝日さす春日の小野に置く露の消ぬべき吾が身惜しけくもなし

(卷十二・三〇四二)

露霜の消やすき我が身老いぬともまたをちかへり君をし待たむ

(卷十二・三〇四三)

うつせみは数なき身なり山川の清けき見つつ道を尋ねな

されている。

「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂

我々は「知る」という語を見る時、さらにこのことは明らかになる。人間の生きることにかかわる根底的な「知る」としては、万葉集には

うつせみの世は常なしと知るものを秋風寒みしのびつるかも

(卷三・四六五)

世の中はむなしきものと知る時しいよよますますかなしかりけり

(卷五・七九三)

世の中を常なきものと今ぞ知る平城の京のうつろふ見れば

(卷六・一〇四五)

世の中の常なきことは知るらむをこころ尽くすなますらをにしてい

(卷十九・四二一六)

を残す。またほかに、万葉人は

生けるものつひにも死ぬるものにあればこの世なる間は楽しくをあらな

(卷三・三四九)

卷向の山べとよみて往く水の水沫のごとし世の人われは

(卷七・一二六九)

かくしつづ吾が待つしるしあらぬかも世の人みな常ならなくに

(卷十一・二五八五)

とも歌っている。

世はむなし、常なし、生きてあるものは、終には死ぬるものであ

る。人であるわが身も、やがては消えゆく身。身をたな知ることによって入水したという真間娘は、このように、己が身をヤガテハ消ユベキ、常ナキ、借リノ身、と自覚することによって、自ら死したものと思われる。若い娘のいかにもあわれな自覚ではあった。

さて、このように「身をたな知る」の具体的な意味合いが分明になつてくると、(3)の問題が、再検討されねばならない。「……いくばくも生けらしものを何すとか身をたな知りて……」と繋がる時、「いくばくも生けらしものを」を、諸説のごとく「(人生は短かきものにて人間は)どれほど生きまいものを」というように解すると、「身をたな知る」との関係上具合が悪い。「人間はどれほども生きてはいないものなのに、どうしようとて、己の身をやがては消ゆべき、常なき、借りの身なのだ」と自覚して、死んでしまったのか」というのでは、無常の認識が重複し、歌に歪みが生じる。これは個人的に、「手児名はどれほど生きてはいられないものなのに」と解しても同じであろう。私は、おそらく作者は、手児名が未だどれほども生きていない若い身空で死んだことに対する嘆き、人生経験の未だあまりない少女であるのに人の世、人の身に対する十分な省察をなしたようであることへの驚嘆の思いを述べているのではないか、と思うのである。つまり

手児名ハ、生マレテカラドレホドモ人トシテ生キテイナイ娘子



(未ダ人ノ如何ナルモノカトイウ自覚ヲ持ツニハ若スギル年端ノ娘子) デアルノニ、ドウシヨウトテ、己ノ身ヲ(ドウセヤガテハ消ユベキ、借りノ身ナノダト) スツカリ自覚シテ、波ノ音ノ騒ガシイ湊ノ墓所ニ娘子ハ臥シテイルノカ……

と解すのである。ここの部分の表記は「不生物呼」となっているが、この点から考えて、私はほとんどの古写本の訓である「イケラヌモノヲ」の訓を復活させたい。すなわち、この歌のあたかも現実に見たがごとき描写から考えても、ジによる想定婉曲の否定よりは、ヌの否定の方がふさわしく思われる故である。

我々は、童蒙抄の「然れ共句意篤と解し難き也」ということを、思いの外安易に受け流してきていたのではなからうか。

### (三)

さて、右に述べたごとく一八〇七の歌句を解するとして、真間の娘子の入水という行為を、そのように「身をたな知り」たる故として扱えたのは、他ならぬ虫麻呂であった。とすれば、実は虫麻呂こそ、「消ゆべき身」「借れる身」という身のはかなさを、十分に深く認識していた者であり、限られたる人の定めを嘆く者であったと言える。身のはかなさを知る故に、さればこそまた彼は、人間の存在の無常を認識するに至らぬままに男に逢う、美しい女性にいとしさ

「身をたな知る」より靦い知る歌人高橋虫麻呂

を抱く。人間のはかなさを知らず、その若さ、美しさ、喜びの何時迄も続くものでないことを自覚せず、男とたはれる女の美しさ哀しさに心を寄せる。「上総の末の珠名娘子を詠む歌」において、虫麻呂は、

しなが鳥 安房に継ぎたる 梓弓 末の珠名は 胸別の 広き  
我妹 腰細の すがる娘子の その姿かはの きらきらしきに 花  
のごと 笑みて立てれば 玉梓の 道行き人は 己が行く 道  
は行かずて 呼ばなくに 門に至りぬ さし並ぶ 隣の君は  
あらかじめ 己妻離れて 乞はなくに 鍵さへ奉る 人皆の  
かく迷へれば かほよきに よりてそ妹は たはれてありける  
(巻九・一七三八)

と、己が美貌を頼んでたはれる珠名を歌い、短歌では、  
金門にし人の来立てば夜中にも身はたな知らず出でてそ逢ひける  
(巻九・一七三九)

と、その美貌、タオヤカナ胸・ヨククビレタ腰・輝クカンバセ、のやがてははかなくなりゆくものであることを自覚せずに、夜中にでも男に逢うけなげな珠名を歌う。己が身は省みない珠名娘子——、しかし、それもまたやむを得ぬことではある。決して、虫麻呂は非難めいた口調で珠名を語らない。むしろ、そのような珠名を愛惜して、その美を空しくあらしめる世の常なさ、人間の定めのはかなさ

を嘆いているように思える。長歌の末尾に、己が美しさに有頂天になつてゐる珠名を詠じて結んでゐるのは、その辺りの空しさを表わさんが為ではなからうか。犬養孝博士は、「蟲麻呂の心―孤愁のひと―」(『国語と国文学』昭和三十一年十二月号)において、「蟲麻呂の美への思慕」といふ面を述べて、「耽美の世界」「官能美の世界への陶醉」といふ把え方から、珠名の歌を、「河内の大橋を独り去く娘子を見る歌」(一七四二)「嬉歌会の歌」(一七五九)と共に、「刹那に陶醉するいはば頽廢美の世界」の現出と理解されているが、我々は、右の観点から、犬養博士の御説には賛同しがたい。

現実にはむなしく、はかない。このように、虫麻呂はうつそみの人の身のはかなさを知れる歌人であつた、と考えられるが、人間の存在をかく認識した時、人が常世を願うのは当然の在り方といえよう。虫麻呂はまた、「常世を願う者」であつた。水江の浦島子を詠む歌(一七四〇)において、虫麻呂は「…海神のわたつみ 神の娘子にたまさかに い漕ぎ向かひ 相とぶらひ 言成りしかば かき結び常世に至り 海神の 神の宮の 内のへの 妙なる殿に 携はり二人入り居て 老いもせず 死にもせずして 永き世に ありけるものを 世の中の 愚か人の 我妹子に 告りて語らく…」と歌い、海神の娘子に逢ふことにより、常世に至り、不老不死でいられるようになったにもかかわらず、里に帰り、約束を守らなかつたば

かりに死に果てた浦島子を、「世の中の愚か人」と批判する。反歌においても

常世辺に住むべきものを剣大刀己が心からおそやこの君

(巻九・一七四一)

と、「常世辺に住むべきものを」と言つて、常世の希求をあらわにし、むざむざと、それをなさずして死に果てた浦島子を、「己が心からおそやこの君」と難じる。これらは総べて、虫麻呂自身の常世を希求する叫びと考えられる。

彼が現実のむなしさを知れば知るほど、より激しく願われるこの常世の希求は、また、現実の身の果てた後、死後の世界(黄泉)での永生を求める。

葦屋のあしのや 菟原うはひ処女の 八歳子の 片生ひの時ゆ 小放りに 髪たくままでに 並び居る 家にも見えぬ 虚木綿の 隠りて居れば 見てしかと いふせむ時の 垣ほなす 人のとふ時 千沼 壮士 菟原壮士の 伏せ屋焼き すすし競ひ 相よばひ しける時には 焼大刀の 手かみ押しねり 白真弓 鞆取り負ひて 水に入り 火にも入らむと 立ち向かひ 競ひし時に 我妹子が 母に語らく 倭文たまき 賤しき我が故 ますらをの 争ふ見れば 生けりとも 逢ふべくあれや ししくしろ 黄泉に待たむと 隠り沼の 下延え置きて うち嘆き 妹が去ぬれ

ば 千沼壮士 その夜夢に見 取り続き 追ひ行きければ 後  
れたる 菟原壮士い 天仰ぎ 叫びおらび 地を踏み きかみ  
たけびて もころ男に 負けてはあらじと かけ佩きの 小大  
刀取り佩き ところづら 尋め行きければ 親族どち い行き  
集ひ 永き代に 標にせむと 遠き代に 語り継がむと 処女  
墓 中に造り置き 壮士墓 このもかのもとに 造り置ける 因  
縁聞きて 知らねども 新喪のごとも 音泣きつるかも

(卷九・一八〇九)

右は、虫麻呂の菟原処女の墓を見る歌であるが、この歌で注意す  
べきは、菟原処女は、「黄泉に待たむ」と、人間の現世での愛のは  
かなさ故に、常世の国と考えられる死後の世界、黄泉を待むのであ  
る。菟原処女の死は、死自体が永生への転化の意味を含んでいたと  
いえる。ここに我々は、虫麻呂の永生の希求を見うる。

一体に、虫麻呂は、伝説を詠む場合、その伝説に心酔し、題材・  
素材に自己を没入させる作家である。菟原処女の歌は、虫麻呂の他  
にも

古の ますら壮士の 相競ひ 妻問ひしけむ 葦屋の 菟原処  
女の 奥つ城を 我が立ち見れば 永き世の 語りにしつつ  
後人の 偲ひにせむと 玉梓の 道の辺近く 岩構へ 作れる  
塚を 天雲の そきへの極み この道を 行く人ごとに 行き

「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂

寄りて い立ち嘆かひ 或る人は 音にも泣きつつ 語り継ぎ  
偲ひ継ぎ来る 処女らが 奥つ城所 我さへに 見れば悲し  
も 古思へば (卷九・一八〇一)

古の小竹田壮士の妻問ひし菟原処女の奥つ城ぞこれ

(卷九・一八〇二)

語り継ぐからにもここだ恋しきを直目に見けむ古壮士

田辺福麻呂(卷九・一八〇三)

古に ありけるわざの 奇ばしき 事と言ひ継ぐ 血沼壮士

菟原壮士の うつせみの 名を争ふと たまきはる 命も捨て

て 争ひに 妻問ひしける 少女らが 聞けば悲しき 春花の

にほえ栄えて 秋の葉の にほひに照れる 惜しき 身の壮

すら ますらをの 言いたはしみ 父母に 申し別れて 家離

り 海辺に出で立ち 朝夕に 満ち来る潮の 八重浪に 靡く

珠藻の 節の間も 惜しき命を 露霜の 過ぎましにけれ 奥

墓を 此処と定めて 後の代の 聞き継ぐ人も いや遠に 偲

ひにせよと 黄楊小櫛 然刺しけらし 生ひて靡けり

(卷十九・四二一一)

少女らし後のしるしと黄楊小櫛生ひ更り生ひて靡きけらしも

大伴家持(卷十九・四二一二)

と、田辺福麻呂、大伴家持という両歌人により歌われているが、こ

れらを比較するに、虫麻呂が、伝説を「八歳子の片生ひの時ゆ小放りに髪たくまでに」、「千沼壮士菟原壮士の伏せ屋焼きすすし競ひ相よばひしける」、「焼大刀の手かみ押しねり白真弓取取り負ひて水に入り火にも入らむと立ち向かひ競ひし」と、委曲をつくし具体的に述べ、かつ「血沼壮士その夜夢に見取り続き追ひ行きければ後れたる菟原壮士天仰ぎ叫びおらび地を踏みきかみたけびてもころ男に負けてはあらしとかけ佩きの小大刀取り佩きところづら尋め行きければ」と、動的に描写しつつ、結末部及び反歌において、「…：知らねども新喪のごとも音泣きつるかも（一八〇九）」「行き来と見れば音のみし泣かゆ（一八一〇）」と、自己を伝説に深く観入させて歌いあげるのに対し、福麻呂は、伝説の内容には詳しくふれることなく、「永き世の語りにしつつ後人の偲ひにせむ」、「語り継ぎ偲ひ継ぎ来る」と、伝説を語り継ぐことに重点を置き、（おそらくは先行歌である虫麻呂歌の「新喪のごとも音泣きつるかも」「音のみし泣かゆ」を意識した上で）「或る人は音にも泣きつつ語り継ぎ偲ひ継ぎくる処女らが奥つ城所我さへに見れば悲しも古思へば」と控え目に歌う。家持に至っては、ほとんど己の感慨は述べることなく、ただ「聞けば悲しさ」というばかりで、静観的に、自己の理知により伝説を判断するというあり方で、題材に対する自己観入の度合がはなはだ浅いといわねばならない。虫麻呂においては、伝説にのめ

り込み、一体化し、それと共に生きる姿勢が覗かれるのであるが、その虫麻呂歌に「生けりとも逢ふべくあれやししくしる黄泉に待たむ」と歌われている、処女の黄泉での魂の生存の意志は、他の歌人の歌には全く触れられていない。これが、伝承内容としてすでに伝えられてきていたものか、それとも虫麻呂自身の創造によるものか、私は、今迄に述べきった虫麻呂の身のはかなさに対する認識から、後者だと考えるが、そうでなくても、三歌人のうち虫麻呂だけが伝説の中にこのような点を把えていることにおいて、虫麻呂の永生への希求のなみなみならぬことを知るのである。

#### 四

けれども、虫麻呂に対する以上のごとき考え方は、或いは、あまりに片寄った考え方と指弾されるかも知れない。虫麻呂には他にも数首の歌があるが、それらから考える時、別の考えがなされて然るべきである、と言われるかも知れない。例えば、森本治吉博士は『高橋虫麻呂』（昭和十七年）（青梧堂刊）において、虫麻呂の作品の「現実的」なることを指摘し、「此等の現実的諸傾向は集合して彼の作品全体に漂うてゐる朗らかな調子、名づけ難い一種の明るいつつ活きを生み出した。深遠な思想、奥深い幽玄の影などの無い代り明るい朗らかなが、句々に語々に心よく浪うったのである」と評しておられる

が、そのような観点からすれば、私の捉え方は可笑しいようである。ところで、我々はここではつきりとさせておかななくてはならぬことがある。それは、従来虫麻呂を論ずるにあたって、虫麻呂の総べての歌を等価値のものに考えて論じていた傾向があるが、私は、虫麻呂が大官の下で、その立場上の要請から他律的に歌ったと想像される、公的な社交性の濃い歌と、そうでなく、虫麻呂の自発になると思われる歌とは、必ず区別して取り扱われねばならぬものと考えている、ということである。社交的な歌は、当然他からの制約を受けることにより、純粋に虫麻呂個人の心情が吐露されているとは考え難い故に、虫麻呂の一面を知るには必要であるが、それによって虫麻呂の本質を描くわけにはいかぬ。虫麻呂を論ずるにあたり、どの歌々を中心に置くかは、矢張考慮されねばならぬ。

というわけで、虫麻呂歌を見るに、明らかに官人としての公的な社交性の強い歌と思われれるものとして、

四年壬申藤原宇合卿遣<sub>二</sub>西海道節度使<sub>一</sub>之時高橋連虫麻呂作歌一首并短歌（卷六・九七一―九七二）

春三月諸卿大夫等下<sub>二</sub>難波<sub>一</sub>時歌二首并短歌（卷九・一七四七―一七五〇）

難波経宿明日還来之時歌一首并短歌（卷九・一七五一―一七五二）

「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂

検税使大伴卿登<sub>二</sub>筑波山<sub>一</sub>時歌一首并短歌（卷九・一七五三―一七五四）

鹿嶋郡苅野橋別<sub>二</sub>大伴卿<sub>一</sub>歌一首并短歌（卷九・一七八〇―一七八一）

の十二首が挙げられる。また、残った中で

見<sub>二</sub>武蔵小埼沼鴨<sub>一</sub>作歌一首

埼玉の小埼の沼に鴨そ翼霧る己が尾に降り置ける霜を払ふとに  
あらし  
（卷九・一七四四）

那賀郡曝井歌一首

三栗の那賀に向かへる曝井の絶えず通はむそこに妻もが  
（卷九・一七四五）

手綱浜歌一首

遠妻し高にありせば知らずとも手綱の浜の尋ね来なまし  
（卷九・一七四六）

の三首は、おそらくは、羈旅歌として、官人として東国に下向の折詠まれたものであろうが、歌がらからして土地の民謡採集などにも関係があるものと考えられ、純粋に虫麻呂の性格を覗うべき質の歌とはいえず、虫麻呂を論ずる場合の資料として補いにはなりえても、中心に据えるべきものではないし、

惜<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>登<sub>二</sub>筑波山<sub>一</sub>二一首（卷八・一四九七）

登<sub>二</sub>筑波嶺<sub>一</sub>為<sub>二</sub>嬬歌会<sub>一</sub>日作歌一首并短歌(卷九・一七五九―一七六〇)

の歌も、筑波山に登れなかったのを惜しむとか、嬬歌会<sup>かひ</sup>という行事をする日に作るとか、その制作動機に他からの条件が多少なりともかかわっているものであり、かつ、嬬歌会という東国の卑俗に関する都人の好奇心という面も考慮されねばならぬものであれば、これらも虫麻呂を論ずる場合の芯とはなし難い。また、例の問題のある富士の山を詠んだ歌の短歌(三二一)は、その作歌条件が不明なので、これも除外すると、残るのは

詠<sub>二</sub>上総末珠名娘子<sub>一</sub>一首并短歌(卷九・一七三八―一七三九)

詠<sub>二</sub>水江浦嶋子<sub>一</sub>一首并短歌(卷九・一七四〇―一七四一)

見<sub>二</sub>河内大橋独去娘子<sub>一</sub>歌一首并短歌(卷九・一七四二―一七四三)

三)

詠<sub>二</sub>霍公鳥<sub>一</sub>二首并短歌(卷九・一七五五―一七五六)

登<sub>二</sub>筑波山<sub>一</sub>歌一首并短歌(卷九・一七五七―一七五八)

詠<sub>二</sub>勝鹿真間娘子<sub>一</sub>歌一首并短歌(卷九・一八〇七―一八〇八)

見<sub>二</sub>菟原処女墓<sub>一</sub>歌一首并短歌(卷九・一八〇九―一八一〇)

である。この中には、伝説歌人として虫麻呂を高名ならしめている歌が、ほとんど含まれていることにおいて興味深い。虫麻呂を論ずるには、当然これら数首を中心にして論ぜられるべきものといえる。

さて、すでに見たごとく、これらの歌の過半を貫ぬいているのは、「身のはかなさの自覚」「常世・永生の希求」であった。そうすれば、これらが虫麻呂の本質的な特徴であると言えるのでないか。「河内大橋を独り行く娘子を見る歌」には、愛へのあこがれを顕わしつつも、川口常孝氏の「……対象とはつねに距離が保たれ、描きこそすれ、とりみだすことのないわけしりの姿勢が、ちゃんと用意されている」(『高橋虫麿とその時代』)と「国文学」第十一卷十三号)と言われるごとく、女性との間に距離を保ち、積極的に働きかけはしない。蓋し、現実の世の空しさを深く知りたる故と思われる。「筑波山に登る歌」、「霍公鳥を詠める歌」に見られる憂愁、孤独感も、これらの虫麻呂の個性と無縁ではあるまい。

虫麻呂は永生を願う。しかし、うつそみの身の「消ゆべき身」「借れる身」なるを知ってしまった者は、如何に生きればよいのであろうか。常世の国が望み得られるものでないならば、ただ現実でない現実に生きるしかない。現実のはかなさを知る故に、さればこそ創造され美化された現実に己が世界を留めたいと願われるしかない。そこに、歌を詠む虫麻呂の姿がある。虫麻呂がよく伝説歌を歌う所以もそこにある。伝説を伝えたいと願う心には、伝えられたい心がある。虫麻呂の歌材に対する自己観入の度合は、如何にも深い。犬養博士は「霍公鳥」の歌を評して、「伝説をうたふのではな

く、習性乃至伝承をかりきたって、霍公鳥、実は自己の宿命を描く」(前掲論文。傍点坂本)といわれる。虫麻呂には、伝説と一体化して共に生きる姿勢、伝説と共に長生することを希う心、がある。よく語る者は、また、よく語りたい者に他ならない。すでに、前代の歌人である人麿の名は、永遠に残るものとして、人々に意識されていた。虫麻呂よりやや先行する歌人の憶良の

士やも空しくあるべき万代に語り継ぐべき名は立てずして

(巻六・九七八)

と拭涕悲嘆したのは、周知のことである。虫麻呂もまた同じく、万代、永生を希う者であった。されば、伝説を詠む——語り継ぐべきものの中に自己を投入する、という営為によって、なお、己が名をも永遠に残される者ならむ、と欲したのではなからうか。

注①この点については、第二十六回万葉学会研究発表会の席上、

伊藤博氏の御指摘を受けた。ナニストカを挽歌の常套句として扱えた論としては、山本健吉氏『柿本人麿』がある。

②タナシルの語義は今日においても余り明確でなく、これについての検討なしに立論することは学問的には片手落ちで心苦しいが、かと言って新たに提出すべき私見は持ち得ず、今は通説に従っておく。はなはだたよりない考えながら、私と

「身をたな知る」より親い知る歌人高橋虫麻呂

しては、タナシルのタナの語義は、もとは、高い空間(場所)の意でなかったかと思っている。すなわち、タナバタは高い所に機をしつらえてある故タナバタであり、高い所にかかっている橋故にタナハシというのであり、また、トノ(殿)は高い所を意味するタナの交替形として考える。日本霊異記に見られる「躑止奈加留」も、トナ(高い空間)カル(離る)として考えられる。タナグモリももとは高き空間としての天空のクモルことを言っていたものと思われる。タナシルの場合、このような意味から、高い位置にて知る、普通の状態よりもぬきん出て秀れて知る、という意に用いられたものではないかと思われる。けれども、タカシルにおいてタカがいわゆるほめ詞的な意味を持つに至るように、タナももとの語義そのままではなく、「すぐれて」というぐらいの意味に解しておいてよいと思われる。なお、タカシル——タナシルの対立に関連して、タカハシ——タナハシ、タケ(嶽)——タニ(谷)の対立も考えられる。接辞ナに関しては、タカ(高)——タナに対し、ヒキ(低)——ヒナ(鄙)、ウヘ(上)——ウナ(頸)

※ウナネ、ウナジの語の存在を考えれば、ウナ(上部)として、人体の上部、首から上を意味したと考えられはすまいか。

シタ(下)——シナ(シナザカルのシナであるが、これはヒナザカルと共に都を高しとし、地方を低しとする考えから生

まれているものと見うる)、の存在を想定しうる。

③タナシルの語例のうち、卷一の藤原役民作歌の「……其を取るとさわく御民も家忘れ身もたな知らず」(五〇)の例は、万葉前期の作にて、むしろこれらの認識を意識下においた「身もたな知らず」ではなく、ただ単に己ノ家モ身モ忘レ夢中ニナルという意と考えられる。「家」と並列せられるものとしての「身もたな知らず」である。虫麻呂の場合は、その時代から考えても、これらの認識と無縁ではありえない。なお、卷十六・三七八八の由縁に「或日、昔有ニ三男」。同娉ニ二女ニ也。娘子嘆息曰、一女之身、易レ滅如レ露。……」とあるのは、この場合参考とならう。



# 古事記音注私見

はじめに

筆者は前に「『古事記』音注について」と題して拙論を『芸林』(昭和四十二年二月・四月)に発表した。この拙論に対して、伊野部重一郎氏、小林芳規氏がとり挙げ、論じられたが、大むね私見を支持する立場であった。これに対し、最近、小松英雄氏が大著『国語史学基礎論』を公にされ、その中で十数頁に渡って、拙論をとり挙げられたが、その多くは批判・反論という立場であった。この小松氏の御批判にあつて、御教示いただく点の多かったことを先ず明記しておかねばならない。しかし、この御批判・反論にあつてなお前の拙論の基本的な考え方を改めぬばならないというふうにはどうしても考え得なかつた。そこで今回は、一応小松氏の御批判にお答えするという意味で、また、前に考え及ばなかつた点などをつけ加

古事記音注私見

## 毛利正守

えて、私見の補強を試みたいと思うので、大方の御批評を乞う次第である。

一

御承知の通り、古事記には次の如き割注がみられる。

- (1) 志那都比古神此神名以音。(上卷)
- (2) 麻都漏波奴自麻下五字以音。人等(中卷)
- (3) 波多毘能大郎子自波下四字以下効此。(下卷)

この割注を〃音注〃と呼ぶわけであるが、これは古事記三卷合せで三〇五例(上卷・一九〇例、中卷・一〇二例、下卷・一三例、なお前掲拙論で三〇二例と誤まったので、ここに訂正する)みられる。

これに対して、同じ音仮名の部分でありながら、その音注が付さ

れていない例も多くみられる。

(4) 登賀米受而（上巻）

(5) 香余理比売命（中巻）

(6) 志良宜歌（下巻）

右の如き例で、このように音注の付されない音仮名の部分の例は

——数え方によって多少の異同があろうが——二五一例みられる。

さて、問題は三〇五例にも及んで付された音注の役割は一体何であつたか、即ち古事記において、音注が何のために付されたか、ということである。もしもこの音注の付された目的を誤って捉えてしまふならば、三〇五例という数の多さはやはりそれだけ古事記を把握する上に大きな誤ちをおかすことになり、その影響も多大なものがあるかと思われる。

この音注の付された目的については、一般に次のように説かれ、それが通説となつてゐる。即ち「所与の部分が音がなの表記であることをあきらかにすることによって、誤読の危険性をとりのぞいたもの」<sup>④</sup>であるという。ところが、私は前の拙論で、音仮名に対して音注が付してあつたり、付してなかつたりする点に注目し、その他の理由からして、音注をこの一般説で説くのは疑問であるとして、次の立場をとつた。

音注は安万侶が原古事記の文字を積極的に音仮名に書きかえた

とき、及びあらたに音仮名をつけ加えたとき、自分がとつた態度を明記するために施した注。一方、音仮名でありながら、それに音注が付されていないのは、安万侶が音仮名に書きかえた箇所ではなくして、原古事記にすでに音仮名になつてゐた部分である。（詳しくは前掲拙論を参照）

これに対して、小松氏は前掲書で、だいたい八・九項目に渡つて批判され、私見の成り立たないことを論じられた。いま、それらの御批判に逐一お答えする必要があるが、それに先だち、音注を考へる上で基本的に考へておかねばならない点を先ずは論じておきたい。

つまり、古事記撰録当時、音訓交用の文章がそれほど難しかったか、という問題である。これについては次の小松氏の一文が一般に考へられていることである。

撰録者が、表記にことのほか意をもちい、音読字と訓読字をつかいわけていることは、序文によってあきらかであるが、そのようにかきしるされたものに対して、音読か訓読かの別を各文字ごとに指示しなかつたならば、ま、た、く、よ、み、と、け、な、い、ものになつてしまうことになる（小松氏前掲書、傍点は筆者）

「ま、た、く」ということばをすべての人が用いるかどうかは別にして、だいたい古事記の文章を考へる場合、一般に右のごとく認識

されている。音注が、その音仮名と訓文字とを区別しているというわけであるが、ここで問題なのは、音仮名と訓文字を区別するのに、なぜ音注という形をとったか、ということである。というのは、音注が古事記の音仮名のすべてに付されているならば、音注という形ではあるが——つまり「音を以う」と、音仮名の方を規定しているが——、同時に訓文字をも規定していることになる。なぜなら、音仮名にはすべて音注が付されているとすれば、音注のない部分はいずれも訓文字であることがそのままストレートに了解出来るからである。従つて、音仮名の方を規定した音注ではあつても、音仮名と訓文字とを区別していることになるわけである。ところが、事實はどうかと云えば、いまみてきた通り、音注の付されない音仮名の例が半数近くに及んでみられるのである。一体、(4) (6)の如き音注のない、半数に及ぶこれらの例は、音仮名として訓まなくてよいのだろうか。決してそうではない。音注がなくてもやはり音仮名として訓まなくてはならない。こうなると事情は大変異なつてくる。なぜこれらの音仮名に音注が付されていないか。この点の追究が重要である。この音注のない音仮名の部分についての追究をおこたるならば、必ずや音注の付された目的を明らかにすることは出来ないであらう。

さて、かかる音注の状態では結局音仮名と訓文字とを区別したこ

とにはなっていないわけで、この音注の付され方は、通説に従えば、音訓交用の文章において、特に音仮名の部分が訓み難かつたのであり、しかも音仮名のうちでも音注のない部分は訓みやすく、音注の付された部分が訓み難かつたということになる。ところが、音注を通説の如く説く人が、全般にわたつて、音注の付されない音仮名の部分に対し、音注の付された音仮名が訓み難いために、こちらに音注が付してであると説いた人は、誰れ一人としていない。そういう規準がたたないのである。私自身も通説の考えに従つて、その規準を考えてみるのであるが、やはり訓み難い、訓みやすいという規準がたたない。即ち、特に一単語（神名・人名・地名等も含む）に音訓が交用している所が訓み難いから、そういう箇所には音注が付されているかと云えば、そうでもないし、また記中、使用度数の少ない音仮名がみられるが、そういう音仮名は区別し難いので、音注が付されているかと云えば、そうでもない。また「高」など、記撰録当時からすれば、古い音仮名と考えられる文字が使用されているが、当時としてこういった音仮名は特に訓み難かつたかと考えられるが、そういう箇所にはかえつて音注がないといった具合である。更に日本人名に対して、帰化人などの名はどのように訓むべきか一層問題であらうが、こういう箇所にも音注はない。この他あらゆる点を考慮してもその規準がたたない。これらの点については後にも

とり挙げたいが、そもそもこの規準がたたないということは大変おかしなことで、通説の如く捉えるならば、その規準はおのずとあらわれてきて然るべきである。なぜなら、音訓交用の文章において、訓みやすい、訓み難いといった規準が古事記撰録当時と現在とそれほど隔りがあるはずはないからである。或いは筆録者の書き忘れ、或いは古写本の異同によつての音注の増減なども考慮しておおめにみても何らそこに訓みやすい訓み難いという規準がたたないのである。

この場合、音注を通説の如く捉える故に、規準がたたないのではないか、とその根底を疑つてみる必要があるのではないか。通説の如く音注を捉えてしまつてよいか、という大きな疑問点が先ずここに存在するわけである。

## 二

次に古事記の音訓交用の文章において、仮りに音仮名と訓文字とが通用することなく、それぞれ別箇の文字が使用されているならば、問題はまた別であるが、古事記の音訓交用の文章は音仮名として用いている文字を、訓文字として訓まねばならないといったように、音仮名と訓文字とが互いに通用して用いられている文字のあることに留意しなければならぬ。こういった文字使用において、は

たして音注という形が音訓交用の文章を訓みやすくしているか、という根本的な問題がある。次の例でそれを考えてみよう。

## (7) 自波穗乘天之羅摩船而(上卷)

右の「羅摩」は如何に訓むべきであろうか。この(7)の少し前の本文に次の如き「麻羅」二字の例をみる。

(4) 求鍛人天津麻羅而麻羅二字以音

ここで「麻羅」は音仮名である。右の例を挙げるまでもなく、記中、「羅」の文字は、(7)以外、全部で二二例用いられているが、二例とも音仮名である。また「摩」も三八例みられるが、やはりすべて音仮名として用いられている。そうなるるとこの文字使用からして当然(7)の「羅摩」も音仮名として訓んでよいということになる。ところが、この「羅摩」は、和名類聚抄の次の例によつて知られることではあるが、音仮名として訓むべきではなさそうである。

(9) 菟蘭 本草云蘿摩子。一名菟蘭上音丸和名加加美 (和名抄卷二十)

つまり、和名抄に「蘿摩子」とあつて、和名「加加美」と記されている。従つて古事記の「羅摩船」も「カカミフネ」と訓むべきであろう。ただ和名抄に「蘿摩子」とあり、この三字をもつて「カカミ」と訓ませているわけであるから、記において「子」のない「羅摩」の二字を「カカミ」と訓んでよいかは問題があり、その意味でも記の「羅摩」を「カカミ」と訓むのは難かしいわけである。が、

それにもまして記のこの「羅摩」は音仮名として訓まれてしまう可能性が大である。通説の如く、音注を、音仮名と訓文字とを区別するために付された注とみるならば、当然この「羅摩」の文字に対する配慮があつて然るべきであらう。そもそも「天津麻羅而麻羅一字以音」の如き音注は、「麻」(7)の例は「摩」であるが」と「羅」の文字を音仮名であると規定していることになるから、この後に記される天<sup>之</sup>羅<sup>摩</sup>船の文字「羅」と「摩」も、その音注のためにかえつて音仮名として訓むべきではないかということになってしまう。即ち、通説に従うならば、音注のあることが、記中、音仮名として用いている文字を訓文字として訓まねばならないような場合に、かえつて訓み難いものになっていると云わねばならない。

次の例も同様である。

(8) 遠津年魚目目微比売 (中巻)

この「微」の文字であるが、この文字は記中、(8)以外に十六例用いられているが、やはりすべて「ミ」という音仮名である。特にこの(8)の「微」は下に「比売」という音仮名が続いていることもつだい、他の十六例ともすべて音仮名であることから、何の疑いもなく「ミヒメ」と音仮名で訓まれてしまうはずである。ところがこれも書紀と比較してはじめて知られるのであるが、ここは「ミ」と音仮名で訓むべきではない。即ち、書紀には「遠津年魚眼眼妙媛」

(崇神紀)とあつて、記の「微」は書紀の「妙」と対応している。

従つて記の「微」も書紀同様「クハシ」と訓むべきで、結局「トホツアユメマクハシヒメ」ということになる。ところが「微」が音仮名でないといった配慮は全くない。通説に従えばこういった箇所こそ「遠津年魚目目微比売此二字以音」の如き音注があつてよい。この場合、音注が音仮名と訓文字とを区別する目的ならば、たとえ「比売」は音仮名であることが自明であつても、「微」が音仮名でないことを示すために、つまり「微」と「比売」とを区別するために「此二字以音」という注記が付されるべきである。この他

(9) 名仁番亦名須須許理等参渡来也 (中巻)

の「等」なども同様であるが、従来、音注を説く人がこういった点に全く注目していない。古事記三巻通してかかる箇所配慮が全然なされていないことを知るならば、音注の役割に対する考え方もおのずから異なってくるはずであり、ただ漠然と音注をながめて通説の如く結論づけることのあたらざることが伺えるのである。

音注と関連して訓注についても言及しなければならぬ。いま訓注について詳しく述べる余裕はないが、ただ云えることは、音注と訓注とが相互に補い合う注記であるとすれば、「羅摩船」や「微」の如き例に訓注が加えられているはずである。しかし訓注はこういう例には全然付されていない。訓注の役割については小松氏のお説

に対して考える所もあるので稿を改めて論じたいが、要するに訓注は、右のレベルでは音注と関わりをもっていないのである。私自身、訓注も声注も或いは解説注も、音注と同じく古事記最終筆者（太安万侶）の手になるものと考えているが、<sup>④</sup>これらの注記を同時に論ずる場合には、一体どのレベルでそれぞれの注記が関わり合いをもっているかということが重要であつて、それを弁えることが肝要である。

ところで、次の如き例も或いは右にみてきた例とは少々異なるがやはり訓み難いと云わねばならない。

(10) 答曰能知。又問從而仕奉乎（中巻）

(11) 於時無比夜半之時（同）

(12) 爾即知自鉤穴（同）

「能知」「比夜」「知自」などいずれも音仮名として訓み得る文字である。ただし純漢文を心得ているならば、これらを音仮名に訓み誤まることはないであろうと云う事にはなるが、しかし古事記は純漢文ではないし、また前にみた通り音訓交用（和漢混交）でも音注がすべての音仮名に付されているわけではないから、やはり音仮名と同じ文字を用いたこれら訓文字も訓み難いと云い得よう。これらは何も訓み難くはなかったと説く人は、恐らく古事記が音訓交用の文章であることを考えない人か、或いはこれらの文字が訓み難くは

ないのと同様、記中の音仮名の部分も何も音注がなくても訓み難くはなかったと説く人であろうと思う。いずれにせよ、音仮名と訓文字とが互いに通用している状態で、音注という形のみが通説の如き役割をになっているとはどうしても考えられない。

### 三

それでは一体音注が通説の如く説かれるのは如何なる理由からであろうか。現在ほとんどそれが信じられてはいるが、しかし実はそれほど深い考察に基づいたものではないのである。それは、古事記が現存最古の書物であるということも手つだい、同時に序文をみると、先の小松氏の引用文にもあるように、撰録者がことのほか表記に意を用い、音仮名と訓文字との使用に苦心していることが知られ、更にそれと相俟って本文をみると、音注が三〇五例にもわたって付され、しかも開巻第一頁から二・三頁の間は、すべての音仮名に音注が付されているということからして、何の疑いもなく、またそれ以上の考察もなされないうままに、音注は音仮名と訓文字の区別が難かしかつたので、それを区別するために付されたのだと説かれているわけである。しかし音注自体その役割を果しているかどうか、といった疑問はいま見てきた通りであるが、更に序文の解釈であるが、従来序文のこの解釈を誤ってきたのではないかとわたくし

は考える。確かに序文から、撰録者は古事記作成にあたって、表記にことのほか意を用い、音仮名と訓文字との使用に苦心していることが知られるが、しかしかかる苦心は何のためかと云えば、それは同じ序文から分ることであるが訓みやすい、解りやすい文章を記すためである。即ち表記の問題として上古の世は素朴で文意がはつきりしないことを述べた上で、記撰録時に、表記に意を用いているというのであるから、その文章はより理解しやすいものを志ざしているわけである。だから、表記に筆録者が苦心しているから、出来上がった文章が難かしくなっていると説くのはおかしいのであって、苦心しているから、より分りやすい文章が出来上がっているとみるべきで、それが筋というものである。即ち、撰録者は如何なる語を音仮名で用い、如何なる語を訓文字で記すならば分りやすいものになるかに苦心しているわけで、少なくとも撰録者のその苦心の成果があがっているとすれば、古事記は当時訓み難いというものではなかったはずである。表記に苦心しても、なお「音読か訓読かの別を各文字ごとに指示しなかったならば、まったくよみとけないものになつてしまう」ならば、表記に苦心しないほうがましということになる。

文章を記す場合、注記が主体ではない。本文に対してはあくまで補助的な役割をになうものである。文章の表記に意を用いておりな

がら、なお文意が明らかでないために注記を三〇五例にも及んで施さねばならないというのはどうしたことか。声注は三三例、訓注は四五例である。かかる注記が共に三〇〇五〇例に留まっているのはその意味で至極当然な帰結のように思われる。三〇五という数は声注・訓注の七〇九倍である。同じ性格の注記としては声注・訓注とあまりにかけ離れてはいしまいか。声注・訓注とはその性格を異にする故に、かかる数に及んで施されていると考える余地があるのではないか。かかる観点からして、注記を考える場合、それぞれの注記の質と共に、その数の多少も大いに問題になるとわたくしは考える。

さて、これと関連して、前に問題を提起した、当時はたして音訓交用の文章がそれほど難しかったか、という問題を再びとり挙げたい。この問題を考える際、亀井孝氏の次の一文は大変示唆的である。

音訓交用は決して、ヤスマロの案出した方法ではあるまい。ヤスマロの抛った方法にすぎまい。(中略)もし、さういふ方法がヤスマロの案出した方法であったなら、万葉集のうたにみられる音訓交用の様式のごときも、ヤスマロが案出した方法から発達したことになつてしまひはしないだらうか。(「古事記はよめるか」『古事記大成』)

確かにこの指摘は重要である。万葉集の音訓交用の例は、その第一歌謡からして次の通りである。

(13) 籠毛。与。美。籠。母。乳。布。久。思。毛。与。美。夫。君。志。持。此。岳。爾。菜。採。須。兒。家。吉。閑。  
名。告。紗。根。虚。見。津。山。跡。乃。国。者。押。奈。戸。手。吾。許。曾。居。師。吉。名。倍。手。吾。已。曾。  
座。我。許。背。鹵。告。目。家。呼。毛。名。雄。母。  
(1)

この他、

(14) 藤原之大宮都。加。倍。安。礼。衝。哉。処。女。之。友。者。乏。吉。呂。賀。聞。  
(1)

(15) 大船之泊流。登。麻。里。能。絶。多。日。二。物。念。瘦。奴。人。能。兒。故。爾。  
(2)

(16) 牟。佐。々。婢。波。木。末。求。跡。足。日。木。乃。山。能。佐。都。雄。爾。相。爾。来。鳴。  
(3)

など、全く自由自在な音訓交用の例をみる。ただ、歌謡なるが故に音訓交用が用いられたのではないかと説く人があるかもしれない。

しかし歌謡なるが故にかえって音訓交用では訓み難い(訓み誤ってしまう)という場合も多い。ともあれ、この自由自在な音訓交用はたして古事記の筆者安万侶によってはじめて案出されたのか、というわけである。勿論万葉集の最終的成立は古事記よりも後ではある。しかし万葉集は何も一時に出来たものではない。少なくとも七〇年間の歌を収録しているものであり、最終的な段階ではじめて筆がとられたというわけのものではない。だから、古事記の筆録者が音訓交用の案出者であると考えるのはこの間の事情を全く無視したことになる。

ただ亀井氏が万葉集のうたにみられる音訓交用の様式のごときも、ヤスマロが案出した方法から「発達したことになってしまひはしないだらうか」と、ある意味で消極的に述べておられる。そのように消極的に云われる理由の一つは、亀井氏も古事記の音注を恐らく通説の如く捉えておられるためであろうと思われる。即ち、万葉集の自由自在な音訓交用に対して、古事記の音注の付された目的を音訓交用が大変難かしいので三〇五例にも及んで付してあると捉えるならば、その両者の間に解き明かすことの出来ないギャップが生じてしまうのである。古事記と万葉集の間にそんな大きなギャップはあり得ない。その意味からしても音注を通説の如く捉えることのであたらざることが知られるのであつて、ここにもやはり音注について通説は退けられ、別の解釈が要求されるのである。

#### 四

さて、音注の付され方が訓みやすい、訓み難いという規準では考え難いことを先に述べたが、では一体どういう箇所には音注は付されているのであろうか。三巻通してみれば伺えることであるが、その多くは「宇摩志阿斯訶備比古遲神此神名」(上巻)、「出雲国伊那佐之小浜而伊那佐三」(上巻)、「須壳伊呂大中日子王自須至」(中



卷)、「訶和羅之前而沈入詞和羅三」(中卷)、「波多毘能大郎子自波」下四

字以レ音。此二字「淡海之久多以レ音 綿之蚊屋野」(下卷)の

下効レ此。」「(下卷)、「淡海之久多以レ音 綿之蚊屋野」(下卷)の如き神名・人名・地名等である。当時これら神名・人名・地名等の音仮名はそれほど訓み難かったのであろうか。神名、特に人名・地名等は当時音仮名で記すことなど常識的な記され方であったと云わねばならない。つまり人名や地名等が音仮名で記されたり、また訓文字で記されたり、或いは音訓交用で記されたりするのは当時の一般的・常識的な記述様式なのである。それが訓み難いなどという範疇に属すものでは決してない。一体、人名・地名等のこれらの記述様式は次に示すように、古事記撰録時よりも遡ること、二七〇年前から培われてきたものである。この点を無視して音注を語ることには許されないであろう。

### (17) 作レ刀者名伊太□

これは古事記が撰録される凡そ二七〇年前になった江田古墳出土太刀銘の一文である。ここに人名「伊太□」は音仮名である。

### (18) 癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉□

(○印は音仮名、△印は訓文字、以下同じ)

四四三年頃の作と推定されるこの隅田八幡鏡銘にもやはり地名・人名には「意柴沙加」「斯麻」と音仮名が用いられている。また「日十大王」「男弟王」の如く、人名(或いは地名)等に訓文字を

使用した例も同時に存在する。しかも「意柴沙加宮」は音訓交用であり、更に(17)・(18)等の文章を全体的に捉えるならば、広義に解して音訓交用の文章と云えるであろう。次の例も同様である。

### (19) 斯。歸。斯。麻。宮。治。天。下。(略) 奉。仕。巷。宜。名。伊。那。米。大。臣。時。(略) 名。有。

明子大臣為領(元興寺露盤銘 五九六年)

### (20) 高屋大夫為分韓婦夫人名阿麻古願南无頂礼作奏也(法隆寺如意輪觀世音菩薩造像銘、六〇六年?)

更に古事記とほとんど同時代の風土記、日本書紀等をみても神名・人名・地名等には音仮名・訓文字、また音訓交用が自由に使用されている。いまそれらのうち音訓交用の例を示すにとどめておこう。

佐備大麻呂(常陸風土記)、那賀寒田之郎子(常陸風土記)、

御穂須須美命(出雲風土記)、於豆振埼(出雲風土記)、吉栗山

(出雲風土記)、印南別嬢(播磨風土記)、菊理媛神(書紀、卷

一)、層富県波哆丘岬(書紀、卷三)、難波吉士赤目子(書紀、

### 卷十四)

現在我々は漢字と平仮名(又は片仮名)交りの文章になれている。その目で漢字ばかりで記された音と訓の交用した文章を訓み解くのは確かに困難である。或いは古事記撰録当時においてもそれは困難なことではあったろう(平仮名・片仮名が発明されて以後の困

難さほどではなかったと思うが)。しかし人名・地名等に音仮名を用いることに関して云えば、既にそれは二七〇年もの伝統にささえられていたのであり、恐らく人名・地名等の音仮名などは当時の人々にとって現在の漢字に対する平仮名の如き感があつたと思われる。そういう箇所に音注が多く施されているのである。決して訓み難いために付されたものではないことをここでも強調したい。古事記の音注のみを孤立的に観察する限り、当時としてかかる常識的な所に音注が付されていることになかなか目が向かないであろう。

## 五

以上、音注の全般的な面にわたってみてきたが、更に個々の音注をみても、その体裁はやはり音仮名と訓文字とを区別しようとするものではないことが伺える。つまり音注の目的がその両者の文字を区別しようとする所にはない故に、次の如く個々の体裁にもそれが反映している。

(21) 神阿多都比売此神名 (上卷)

(22) 大宜都比売神此神名 (上卷)

(23) 意富那毘之妹、葛城之高千那毘売那毘二字 (中卷)

(24) 千千都久和此三字比売命 (中卷)

(25) 相易佐知一(一九字略)以海佐知一(四五字略)謂返佐知一之時佐知二字 (上卷)

(26) 名針間之伊那毘能大郎女一(一五二字略)又娶伊那毘能大郎女之弟、伊那毘能若郎女自伊下四字 (中卷)

これらの用例については既に前掲拙論で論じておいた。通説に従うと疑問と云わざるを得ない、この他の個々の用例についても前に論じておいたので本稿で再びとり挙げることを控える。前掲拙論を参照されたい。ただ前掲拙論でとり挙げなかった点を二・三つけ加えておこうと思う。

先ず、一神名に訓文字を含むにも拘らず「此神名」と記された音注、或いは音仮名と音仮名との間に音注が施されている例などと共に、

(27) 為嫡妻而於宇迦能山三字之山本 (上卷)

の如き例をつけ加えておきたい。「山」の後で「三字」と音注が記されている。「宇迦能山此三字」でもなければ、「宇迦能山宇迦」でもない。一体この音注はどの三字を指しているのか。なぜ

こんな音注の付され方が許されるのか。当然「山」は訓文字で、音仮名でないことぐらい分った上での注記なのである。これも音注が音仮名と訓文字とを区別しようとする目的ではない一つのあらわれとみることが出来る。ところで、前掲拙論でとり挙げた音注の個々

の用例の疑問点及び右の例など従来「不審」ということばで済まされてきている。またこれら個々の疑問点はあまりとるに値しない小さな問題点であると考えられる人があるかもしれない。しかしわたくしは前に述べたこととも関連して、通説の規準があるにしては「不審」が多すぎると思うし、またこれらは決して小さな疑問点ではなく、音注全体の目的が通説の如きものになかった、その一つ一つのあらわれ、反映であつて、音注全体と関わり合いをもつ大きな問題点であると考へている。

次に訓みを明らかにする訓注が、

(28) 二柱神立<sup>△</sup>訓<sup>レ</sup>立云<sup>△</sup>天浮橋<sup>△</sup>而<sup>△</sup>(上卷)  
多志<sup>△</sup>多志<sup>△</sup>

(29) 取<sup>△</sup>繫<sup>△</sup>八尺鏡<sup>△</sup>、訓<sup>△</sup>八尺<sup>△</sup>ニ云<sup>△</sup>於<sup>△</sup>下枝<sup>△</sup>、取<sup>△</sup>垂白丹寸手<sup>△</sup>(上卷)  
八阿多<sup>△</sup>

(30) 登陀流天之新巢之凝烟<sup>△</sup>訓<sup>△</sup>凝烟<sup>△</sup>之<sup>△</sup>、八拳垂摩豆焼拳<sup>△</sup>(上卷)  
云<sup>△</sup>州須<sup>△</sup>

の如く、いずれもその語のすぐ後(又は比較的近い箇所)に付されているの<sup>⑤</sup>に対して、

(31) 名伊都<sup>△</sup>之尾羽張神、是可<sup>△</sup>遣<sup>△</sup>。伊都<sup>△</sup>ニ  
字<sup>△</sup>以<sup>△</sup>音<sup>△</sup>(上卷)

(32) 我之庶兄建波<sup>△</sup>邇安王、起<sup>△</sup>邪心<sup>△</sup>之表耳<sup>△</sup>波邇<sup>△</sup>ニ  
字<sup>△</sup>以<sup>△</sup>音<sup>△</sup>(中卷)

(33) 化<sup>△</sup>八尋白智鳥<sup>△</sup>、翔<sup>△</sup>天而向<sup>△</sup>浜飛行<sup>△</sup>智<sup>△</sup>字<sup>△</sup>  
以<sup>△</sup>音<sup>△</sup>(中卷)

の如く音注にはかけ離れた箇所が付された例のいくつかみられることも問題がないとは云えない。これは音注のみが、同一字句にして

後出するものに付された例の多くみられたこととも関連するものと思う(訓注には同一字句にして後出するものに付した例は、理由のある一箇所を除いて、他にはみられない)この点の音注・訓注の体裁については前掲拙論を参照されたいが、訓注と比較する時、やはり音注も同じ性格の注記ならば(つまり文章を訓んで行く順に従って、出来る限りそれを訓みやすくする目的ならば)訓注(或いは声注)同様いずれもすぐ後に付されていてよい。こんな点にも音注を把握する場合、気を配るべきであろう。

さて、古事記のみが「モ」の甲・乙二類を書きわけていることは周知知られているところである。同時に既に発音の上でその区別がなくなっているにも拘らず、表記の上でその二類を書き分けているのだとも云われている。このようにモの書き分けが当時の発音に基づいたものではなく、あえて表記の上で書き分けているとすれば、通説の音注の役割に従えばこういう箇所に音注を付して明らかにする必要があるのであろう。ところが「夜麻登登母<sup>△</sup>母<sup>△</sup>曾毘売命<sup>△</sup>」(中卷)、「多遲摩母<sup>△</sup>呂須玖<sup>△</sup>」(中卷)、「山代之玖玖麻毛<sup>△</sup>理比売<sup>△</sup>」(中卷)、「字毛<sup>△</sup>理王<sup>△</sup>」(下卷)などに音注がなく、特に甲類の「毛」を含む音仮名の六例(歌謡を除いた例)ともに全く音注が施されていない。この点については前掲拙論の最後で少しふれておいたが、ここで更につけ加えねばならないのは「高」の文字についてである。こ

の「高」は古事記では、たとえば、

(34) 阿遲鉏高日子根神（上巻）、庭高津日神（上巻）、葛城之高千

那毘売（中巻）、高材比売（中巻）

と、「タカ」と訓むべく、訓文字として使用される一方で、次の例のように、どう訓むべきか、従来その訓みが定まらなかったものもみられる。

(35) 天津日高日子番能邇邇芸命（上巻）

(36) 天津日高日子穗穗手見命（上巻）

(37) 虚空津日高（上巻）

しかし、これらの「高」は倉野憲司博士、亀井孝博士によって「コ」の音仮名として訓むべきことが明らかになった。しかも亀井氏は「わたくしは、しかし、「日高」はやはりヒコであって、かかる用字こそ、先行の記録からそのまま古事記へ流れこんだものであらうと推測する」（『誦習の背景』新訂増補『国史大系』月報三七）と述べておられる。もしこの「日高」が先行の記録からそのまま古事記へ流れこんだものであることが云えるならば、また実際最近までこれが訓み誤られてきた事実をみるならば、記撰録当時としても当然これを音仮名「コ」と訓み解くのは難かしかつたはずであり、先の訓文字「高」と区別する意味においても、この「高」こそ筆録者が音注を付して明らかにしておかねばならない文字ではないか。先の音

仮名「毛」と共に、この「高」の如き、当時としてはむしろ古いと考えられる音仮名、従って訓み解きが困難なかかる文字にかえて音注がない事実をどう説明したらよいか。この一件をのみもってしても、音注が訓み難い所に付してあるとは到底云えるものではない。

次に「師」の文字についてであるが、宣長は古事記に用いられたシの音仮名を「斯志師色紫芝〔濁音〕士自」と示した後、「此中に、師字は、老師吉師のみなり、〔師木味師などの師は、訓に取れるにて、借字の例なり、仮字の例には非ず〕」（『古事記伝』巻一「仮字の事」と述べている。即ち「時量師神」（上巻）、「師木津日子玉手見命」（中巻）、「味師内宿禰」（中巻）などの「師」は音仮名でないと言うわけである。とすればこれらの「師」との対比においてもやはり「難波吉師部」（中巻）、「阿知吉師」（中巻）、「老師君」（中巻）の音仮名に音注が付されていて然るべきであろう。ところが一例も付されていない。これも音仮名か訓文字か判断し難い所にかえて音注のみられない例である。

ともあれ、これらの音仮名に音注がないという事実を踏えないならば、やはり音注の正確な把握は期待出来ない。即ちこの事実をも積極的に肯定できる音注の役割を見い出さねばならないはずである。私見はこの点を十分考慮したものである。むしろ私見によれば、先行の記録からそのまま古事記へ流れこんだと考えられる音仮

名に音注が付されていないことが、かえって音注の役割からして至極当然なことなのである。

## 六

音注を考える際、更に注目しなければならないのは、次の点である。

(38) 火之夜芸速男神 夜芸二字  
以レ音也。 (上巻)

(39) 天之八十毘羅詞 此三字  
以レ音也。 (中巻)

(40) 有ニ字都志意美ニ者 自レ字下五  
字以レ音也。 (下巻)

これらは音注に「也」が用いられた例である。用例はさして多くはないが、記中八例みられる。更に音注に続く「下効此」にも「也」がついた例を四例みる。

(41) 愛上比売 此三字以レ音。  
下効レ此也。 (上巻)

(42) 兄字迦斯 自レ字以下三字以  
レ音。下効レ此也。 (中巻)

の如くである。このように音注に「也」が用いられた例をみるのに対して、「訓常云ニ登許ニ」の如き、訓みを示した訓注四五例には全く「也」がついていない。更に訓注に続く「下効此」も一二例みられるが、やはり「也」は用いられていない。この場合、音注のほうに「也」があり、訓注に全然使用されていないのは偶然のことか、

と疑ってみる必要もあろう。しかしやはり事実上音注のほうにばかり(音注に続く「下効此」のほうにばかり)「也」が用いられ、訓注のほうには一例も「也」が用いられていないということである。これは一体何を意味するのか。

記中の「也」の用法についてであるが、この「也」は用例が非常に多く、本文で三五九例、割注に四二例(右の音注、及び音注に続く「下効此」に用いられた「也」を除いたもの)用いられ、計四〇一例であるが、これらはいずれも「レデアル」という終止形(断定する箇所)に用いられている。一方、記中命令形に訓むべき箇所も多く存在する(だいたい七六箇所)が、しかしこの命令形に訓むべき箇所に「也」を用いた例はないと云わねばならない。⑧とすると、音注に用いられた「也」、及び音注に続く「下効此」に用いられた「也」も命令形で訓むべきではなく、他の四〇〇に及ぶ例と同様、終止形に訓まれるべきである。即ち「音を以いよ」ではなくて、「音を以うなり」又は「音を以う」である。

だいたいかかる注記は従来命令形に訓まれてきた。⑨読者によびかけるための注記と考えられてきたからである。しかし訓注は命令形で訓まれるべき性質のものであっても、音注及び音注に続く「下効此」はそれとは性格を異にする故に「也」が用いられていると考えられるのではないか。つまり、音注が命令形で訓まれる注記ではな

い証左として、音注のほうにばかり「也」の付された例をみると考えられる。

さて、音注が「音を以う」と訓むべきであるとすれば、読者によびかけた注記ではなくして、結局筆録者自身（安万侶）が音仮名を以ってしたことを明記した注記ということになる。ところが、音注がそのように筆録者自身が音仮名を以いたことを示した注であるとすれば、音注（音を以う）のない音仮名は一体どうなるのだろうか。筆録者が以いた音仮名ではないということになるのか。そこで私見は次の立場をとったわけである。いま「千千都久和此三字比売命」（中巻）の例で考えてみることにしよう。

古事記の序文に「如レ此之類、随レ本不レ改」と記されていて、現存古事記成立以前に記されたレ本レが既にあったことが伺えるが、いまそのレ本レにこの命が「千千衝倭比売命」と記されていたとする。この想定は全然根拠がないわけではない。宣長は古事記伝で現存古事記の「和」は「倭」の誤写であるとし、更に西宮一民先生が

千千衝倭比売命（書紀による）↓千千都久和比売命此三字（古〔原資料〕）

事記における数の齟齬について「皇学館大学紀要」第十輯（和銅奏覧本）以レ音

と想定され、田中卓先生が「紀・記の原資料探索への一齣」（『皇学館論叢』六の一）でこれを支持された。即ち現存古事記の「和」では、宣長も「都久和と云ても、和比売と云ても、あるまじき御名

なり」と述べているように、これを解釈することが出来ない。書紀との比較の上からも既に現存古事記の筆者の段階で、レ本レの「倭」を「和」と誤読してしまったのだと云うわけである。この想定はあたってしていると考えられる。そこで音注を問題にするわけであるが、レ本レの「衝倭」を「都久和」と音仮名に書きかえたとき（結局は誤読したわけであるが）、自分は「此の三字音を以う」と明記したと考えるのである（また、これとは別にあらたに音仮名を筆者がつけ加えたときも音注を付したと考える）。自分が音仮名に書きかえた箇所が「都久和」の三字であった故に、「比売」も音仮名ではあるが、従って通説からすれば「千千都久和比売此五字命」とあって然るべきなのだ。自分が音仮名をもつてした、「比売」の前の三字「都久和」に音注を付したと考えるのである。

おわりに

前掲拙論では「齟然咀嚼↓佐賀美邇加美自レ佐下六字以レ音」などの例をもつて、かかる立場を述べておいた。参照してもらいたい。いずれにしても、このように音注を解釈することによって、前掲拙論で疑問とした点、及び本拙稿でとり挙げた多くの疑問点はいずれも解決するのである。

ところでこのように考える立場に対しても小松氏からいくつかの

御批判をいただいた。ただ、本拙稿では音注を考察する場合、基本的に考えておかねばならない点を重点的にとり挙げてきた。その中で一応小松氏のお考えに対してもいくつかお答えしてきたつもりである。が、更に右の点についての御批判にもお答えしなければならぬ。しかし予定の紙数をこえてしまった。第二十六回万葉学会で「古事記音注私見」と題して発表した席では、その発表資料に本拙稿で述べた以外に、私のとった立場に対する小松氏の右の御批判についても八項目にわたって一応私なりにお答えしておいた。近く稿を改めて述べることにする。今回は現在なお通説がそのまま行なわれているように思われるので、専らその批判に多くを費やすことになった。

注①小林芳規氏「古事記の用字法と訓読の方法―訓注よりの考察―」『文学』昭和四十六年十一月号

②小松氏は〃音読注〃とされた。私見では「音読注」もしつくりしないので前拙論のまま〃音注〃とした（或いは〃以音注〃とすべきか）。

③小松英雄氏『国語史学基礎論』第三章訓注の機能についての考察

④前拙論でも古事記のこれらの注は安万侶の手になるものと考

え、そのつもりで論じたはずである（前拙論一九頁参照）。

⑤「有<sub>ニ</sub>湯津香木<sub>一</sub>。故、坐<sub>ニ</sub>其木上<sub>ニ</sub>者、其海神之女、見相議者也。訓ニ香木ニ云ニ加都良ニ。木ニ。」と一例少し離れた所に訓注が付されているが、これは「会話」の終りの所で付されたものの如くである。

⑥記中、命令形に「也」が付いているように思われるのが二例みられる。しかしその二例は、

(1)即詔別者、「大山守命為<sub>ニ</sub>山海之政<sub>一</sub>。大雀命執<sub>ニ</sub>食国之政<sub>一</sub>以白賜。宇遲能和紀郎子所<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>天津日繼<sub>一</sub>也。

(2)爾多祿給<sub>ニ</sub>其隼人<sub>一</sub>曰、「然者殺<sub>ニ</sub>汝王<sub>一</sub>也。

の如く、「詔別者―也」、「曰―也」と考えるべきである。古事記のこれら文末助辞については稿をあらためて論じたい。

⑦宣長は音注の訓みについて「母知布と訓むべし、記中なる皆同じ」と述べ、また藤井信男氏も終止形で訓むべきことを主張されたが、しかしその多くは命令形に訓まれてきた。

## 「堅塩」考

## ——万葉集訓詁の道——

万葉集訓詁の道は万葉研究者のひとしく歩んできたものであるが、それぞれに歩み方に違ひはあるであらう。ただそれが先賢の探索を深化し或いは是正することにおいてでなければ、やはり研究上の意義は無いといつてもよい。

特に今日の訓詁学上の盲点は、一語一語が今日とほぼ同形である場合、万葉語においても今日的な意味で理解し、何らの疑惑をも感じてゐないといふところにあると思ふ。ここに、従来、さほど問題にもならなかつた「堅塩」の語をとりあげ、徹底的に追究してみようと思へる。そして訓詁の道は、決して難語のよみとよみのみを指すためのものではなくて、平易とさへ思はれてゐるものの中に深いクレバスがあることを示さうと思ふ。

## 1 「堅塩」の訓

## 西宮一民

風雑り 雨降る夜の 雨雑り 雪降る夜は 術も無く 寒くし  
 あれば 堅塩を 取りつづしろひ 糟湯酒 うちすすろひて  
 ……われよりも貧しき人の 父母は 飢ゑ寒ゆらむ 妻子ども  
 は 乞ひて泣くらむ……(5八九二、山上憶良、貧窮問答歌)

この傍線「堅塩」の訓については、従来カタシホとよまれて異同が無い。然るに欽明紀二年三月の条には「堅塩、此云岐挖志」との訓注があり、欽明記には「岐多斯比売」とあり、また和名抄にも「日本紀私記云、堅塩、木多師」と引用してゐるから、「堅塩」をキタシとよむのが道理ではないか。諸注すべてこれらの用例を引用しながら、この万葉集の「堅塩」をキタシとよまず、カタシホとよんでゐるのは不審である。

それといふのも、恐らく、第一に「堅塩」をキタシといふとする欽明紀の訓注がよくわからなかつたのであらうといふこと、第二に



「堅塩」の文字は誰がみてもカタシホとよめるからそれでよいではないかと考へられてゐるのであらうといふこと、第三に「堅塩」をカタシホとよめば次の対句とあはせて五・七音になるから、頭からキタシなど問題にもされなかつたのであらうといふことが臆測される。確かに第二の考へは成立つが、そのためには第一のキタシについて納得のいく説明が欲しいのである。第三の理由は幼稚である。何故ならば、この貧窮問答歌は全体が五・七調を保つてゐるわけではなく、殊に対句においても、

ちちははは うゑこゆらむ×

めこどもは こひてなくらむ

あめつちは ひろしといへど

ひつきは× あかしといへど

ちちははは まくらのかたに

めこどもは あのかたに×

の如くアンバランスとなつてゐる。

そこで、第一のキタシの訓注について検討しよう。先づ「堅塩」の表記をみれば誰しもカタシホの訓を想起するのが通常であらう。そこで、この訓注のキタシは、キタシホのホの脱落したものとあつたかといふ疑問が生じよう。勿論カとキとの音通は認めてのことである。しかし、シホを単にシといつた例は無い。一方、カタシホ||ヒ

メのホ・ヒが重複してゐるので、カタシヒメとなり、訓注はそのキタシのみを示したのだといふ説明もあり得よう。これは一見合理的に見えて、実は全く見当外れである。何故ならば、

皇太子の妃蘇我造媛、父の大臣、塩の為に斬らると聞きて、心を傷りて痛み惋ふ。塩の名聞くことを悪む。所以に、造媛に近く侍る者、塩の名称はむことを諱みて、改めて堅塩と曰ふ。

(孝徳紀大化五年三月)

とある。これは、物部二田造塩(刑の執行者の名)が皇太子(中大兄皇子)の妃造媛の父蘇我倉山田石川麻呂大臣の首を切つたので、その娘である造媛はその「塩」(人名)をにくむ余り、「塩」(ことば)の語を聞くことさへきらつた。そこで「堅塩」といふ語をその代りに用ゐたといふのである。これにあつては、もし「堅塩」がカタシホといふのなら、依然としてシホの語が存在するのであるから、忌詞としては何の効果もないのである。従つて、この「堅塩」は別の箇所ではあるが、その訓注に示す如く、当然カタシの語形ではなくてはならぬのである。

かくして、「堅塩」は訓注通りカタシであるとするならば、それは如何なる語構成であるか。前述の如く、キタシシではない。先づキタシといへば、カタシ(堅)の語が頭に浮ぶであらう。カとキの音通は、カナム・キナム(鍛)、カタナシ・キタナシ(穢)の例が

ある。そこで、恰も「酸し」が「寿司」に、「辛し」が「芥子」になつたやうに、形容詞の終止形が名詞に転成したものととして、「堅し」が「堅塩」になつたものかとも考へられよう。しかし、「すし」と「からし」とは今日も残存する語であり而も味覚に関する語であつて、「堅し」とは語性も異なり且又今日に残存しない。尤も「堅し」が植物の「樫」となつたといふやうな説をも挙げれば一概に否定はできないが。一方、「堅し」の「塩」の語を略したかとも考へられるが、「堅し」を形容詞と考へる限り、かかる語構成の例は頭に浮ばない。然らば、ここに「堅す」といふ四段動詞を想定し、その連用形キタシを考へることが最も自然である。例へば、「牒 特牛也、已止比・特牛俗語云三古止比、頭大牛也」(和名抄)とあるコトヒは、「殊負」といふ動詞四段連用形で、しかもコトヒウシの下略であるやうに、「堅し」(「堅す」の四段連用形)「塩」の下略と考へられる。他にも、例へば、コガシ(食料の名で、「麦焦し」の上略)も「焦し」であり、オモシ(「重石」)も動詞「重す」の四段「重し」で「石」を下略したものである。

このやうに考へてくると、「堅塩」の訓注キタシは、「堅す」といふ四段動詞で、その連用形キタシであり、本来キタシシホと謂はれてゐたものが、シホが略されてもわかつた語であつたといへる。特に「塩」についてのみ謂はれたものであつて、いはゆる連用名詞

形(例へば「霧」「錐」の類)ではない。ただ、「堅す」といふ動詞四段の語例は見当たらないが、カタム(固)に対してカタスがあるから、キタフ・キタムに対してキタスが類推されてよからう。「固くする」といふ意味である。すなはち、キタシは「固くした塩」(自然に「固まった塩」の意ではない)の意である。

さて、大和物語、百七十三段に、

日も高うなれば、この女の親、少将(良岑ノ宗貞ノ少将デア  
ル)に饗応すべきかたのなかりければ(斜陽貴族ノ家デアツタ  
ノデ)、小舎人童(近衛ノ中・少将ガ供ニ連レル少年)ばかり  
とゞめたりけるに、堅い塩さかなにして酒のませて、少将に  
は、ひろき庭に生ひたる菜を摘みて、蒸し物(今ノオヒタシデ  
アラウ)といふものにして丁わん(茶碗)にもりて、……

の如き「堅い塩」といふ例が出てくる。もし上述の「堅塩」とこの「堅い塩」とが同じ代物であるならば、キタシの語はすでに忘れ去られてゐたわけであり、異なるものであるならば、単に「堅い塩」といふに止まるであらう。大和物語の成立は天曆八九四七〜九五六〇の間といはれてゐる。平安朝中期のはじめである。

ところが、和名抄には「日本紀私記云」としてキタシの訓を引用してゐることは前に記した通りであるが、私の考証によれば、この

「日本紀私記」とは「田氏私記」といはれるもの（拙著『日本上代の文章と表記』三〇五頁参照）で、「田氏私記」は延喜講筈八九〇四〜九〇六以前成立と考へるのであるが、この頃に、矢田部宿祢公望が「堅塩」を古語と認めたので採録してゐるのである。さうすると、和名抄の撰者源順がこの「田氏私記」を引用すること自体、もはや源順には「堅塩」はカタシホとよみこそすれカタシとよむことは不可解な時代であつたことを意味するものといへよう。和名抄の成立は承平四年八九三五で、平安朝前期の終りに近い頃のことである。

ここにおいて、上代の「堅塩」はカタシといはれてゐたのだが、中古になるとそれは忘れられて、カタシホとかカタシホとかいはれるやうになつたものと考へることが可能となる。すなはち、梁塵秘抄（嘉応元年八一六九ごろ、後白河法皇撰）に、

居よく／＼蜻蛉よ、堅塩参らん。さて居たれ。動かで。簾篠の先に馬の尾縫り合はせて、搔い附けて、童冠者儕に繰らせて遊ばせん。（卷二・四三八）

とあり、和泉往来（文治二年八一八九点、高野山西南院蔵、『訓点語と訓点資料』17輯、昭和三十六年六月、遠藤嘉基先生のテキストがある）にも、

白米・煎餅・堅塩・唐醬造・味曾・伊勢布・若狭布・丹後布・

## 「堅塩」考

油・小麦粉・酒夫令持一奉之……（六月林鍾）

といふ傍訓としてカタシヲがある。このやうにみまると、目下の貧窮問答歌は、左注では「山上憶良頓首謹上」とのみ記して、「筑前国守」とも記してゐないから、天平三年八七三一秋以後の作と推定できるのだが、この当時カタシの語が忘れ去られてゐたとは考へられないのである。万が一、当時、このカタシが通用してゐなかつたとしても、憶良は類聚歌林編纂に當つて日本書紀を用ゐてをり、また古語使用趣味があつたのだから、カタシの語を用ゐたとして何らをかしくはないのである。従つて、この貧窮問答歌の「堅塩」はカタシホとよむべきではなく、カタシとこそよむべきものであると考へる。

## 2 キタシとは何もの

ではカタシとは何ものか。「堅塩」の文字を見れば、「堅い塩」の意とし、それでわかつたやうな氣になつてゐた。一体「堅い塩」とは何かと反問すれば、「岩塩のことだらう」位の理解度である。いふ迄もないが、古代日本では岩塩はとれなかつた。そこへ、憶良の貧窮問答歌の「堅塩」が有名だから、「粗悪な塩」といふ価値観を加へてまで理解されてゐるのが現状である。私はすでにカタシの語構成を考へて、「固くした塩」と解すべきことを前項で記しておい

た。それはさておき、従来の説の中、特記すべきものを顧みておかう。

先づ、井上通泰の新考では、和名抄を引いて、「海塩の純良なるもの、をアワシホといひ、不純なるものをカタシホといふなり（崔禹錫食經なる白塩は即岩塩和名阿和之保とあると名は同じくて物は別なり）」と述べてゐる。果してさうか。次に山田孝雄博士は文献調査に加へて「かたしほ」（キタシとよまず）はこれだと述べられた文を左に掲げる。

今伊勢神宮の神苑会附属の農業館列品目録（明治三十三年三月発行）の食塩の項を見るにまさに堅塩といふもの二項を載す。一は伊勢国度会郡一色村製のものにして二壘、一は同国同郡下野村中林治助製のものにして一壘あり。それにつきて中林治助の解説書あり。

その文に曰はく。

海水ヲ煮詰メテ後抄ヒテ簀ノ上ニ移ストキハ食塩ハ簀上ニ残り不結晶ノ液ハ滴リテ下ナル桶ノ内ニ入ル而シテ其桶底ニ固結シタルモノ即チ堅塩ナリ是ハ土竈ノ漏ル、トキ或ハ土竈ヲ新築シテ未ダ堅実ナラザルトキニモ投入スル為メニ貯ヘ置ク又濃海水ヘ雨水ノ入りテ塩分ノ淡クナリタルトキ投入シテ其塩分ヲ濃クナサシメ食塩ヲ製スルナリ但シ当村ハ皆鍋ニテ煮製スルヲ以テ必用ナキニヨリ隣村一色村等ノ土竈ノ用ニ供ス又此堅塩ヲ固結セシメタル後ノ

液ヲ他ノ桶ニ移シ置クトキハ其底大ナル結晶ヲ生ズ是レ葡萄塩ニシテ即チ苦塩ナリ

明治二十五年二月

中林治助記

今この記事を以て考ふるにこの堅塩は純なる食塩にあらず、又苦塩ニガリの純なるものにもあらずして不純なる食塩の固結せるものたること明なり。これ即ち色を以て黒塩とせられ硬き体をなすを以て「かたしほ」と称せらるゝ所にして塩としては劣等のものたりしことは考へ得べしとす。但し、古堅塩といひて食料とせしはこゝにいへる堅塩と全く同じものなるか否かは十分に明かならず。……「堅塩」考。この論文は、昭和四年十一月、奈良文化第十七号所載のもので、後、昭和三十年五月宝文館刊の『万葉集考叢』に所収。

以上、井上通泰はカタシホ（キタシ）を極めて観念的に「不純なる塩」と解したが、山田博士は中林治助製の「堅塩」なるものを以て、「不純なる食塩の固結したもので色は黒い」と述べられたのである。これは、「堅塩」とは何もの、といふことを探索されたもので、その態度は極めて正しいと思ふ。従来はこのことは度外視してゐた。そこで、私は念のために、この明治三十三年発行の「列品目録」を確かめ（第廿一、水産類、八、食塩八五六一頁Vにある）、さらに中林治助製の「堅塩」なるものを確かめようとしたが、曾ての伊勢湾台風（昭和三十四年）の被害によつて、古い陳列品は破損

を極め、今日それと確認できぬ由、遺憾な結果となつた。

さて、この中林治助の解説によつて考へると、確かに「堅い（堅まつた）塩」に違ひない。「堅塩」とは彼の命名によるものか土地の人の呼称によるものか明かでないが、ともかく「堅い」といふ点魅力があり、また彼の製造過程からみれば、この「堅塩」は、いはゆる「二番煎じ」の塩といふことになる。その用途は土竈（この「竈」の文字は塩水を煮るナベ・カマの類を指すのであらう）の漏れを防ぎ或いは固めるに役立つ——これは塩を入れると物を固める性質があり、今日でも製瓦（スレートの瓦）や舗装に混入する——、或いは淡い塩水を濃くするのに用ゐてゐるわけで、これによれば「堅塩」は食べようと思へば食べられないことはない。従つて、要はこの程度のものであるとするならば、確かに「不純な塩」といふ価値観も伴ふやうな代物であつたらうと考へてよい。だからこそ、貧民の食べる塩として、まさしくこの「堅塩」は相応しいと誰しも納得されるのであらう。しかし、山田博士は慎重に「古堅塩といひて食料とせしはこゝにいへる堅塩と全く同じものなるか否かは十分に明かならず」と述べてをられる。

実はこの点が一番問題なのである。中林治助の「堅塩」はまさしくカタシホと命名してよいものと私も思ふ。しかし、一方、伊勢神宮の神饌の一つも「堅塩」と呼ばれ続けてきた。この「堅塩」は伊

## 「堅塩」考

勢神宮御塩殿（三重県度会郡二見町）において製造されるものである。先づ塩田から塩水を取り、それを御塩焼所みしほやきしよで煮詰めて塩を採る。これが「荒塩」といはれるもので、色は赤褐色で結晶は粗く、じつとりと湿り気を帯びてゐる。これを約二斗入りの俵に入れて、夏に十三俵程造る。然るに、次の工程として、御塩殿において、その「荒塩」を六合づつ三角錐の土塙につめて、竈の内部で焼き固めると「堅塩」ができる。これは年間四百箇調製して、神宮の祭典に際して奉進する。この「堅塩」の故事は、『倭姫命世記』に、

然而二見浜御船坐。……佐見都日女……以堅塩多御饗奉支。  
倭姫命慈給、堅多社定給支。時乙若子命其浜乎御塩並御塩山定奉支。

とあるのに基くと考へてよからう。「堅多社」とは、現在二見町大字江えにあり、皇大神宮儀式帳所載の摂社の一つ（堅田神社）である（延喜式には見えない）。勿論、地名が先であるから、「堅多」の「堅」と「堅塩」の「堅」とが結びつくところに「堅塩」といふものが二見町で造られてゐたことを示すものに他ならない。『倭姫命世記』がよし鎌倉時代の成立であつても、中林治助のいふ「堅塩」よりは遙かに古い時代であり、その名の由来においても証拠があるといへよう。

何れにしても、単に「堅い塩」といふ意味でなら、中林治助の

「堅塩」も、神宮御塩殿の「堅塩」も「堅い塩」といふことにな  
る。そこで改めて、「堅塩」とは何ものなることを確定するために、  
古文献の用例に当つてみよう。

(1) 菜料塩。秋亦准 親王五十斛。内親 太政大臣卅石。左右大臣  
王同。

各十石。：：女官厨五石。命婦已下六百籠。三百籠各納三斗。三百籠各納二斗。堅塩一千五百顆。(大膳式下、年料の条)

この傍線部によつて「堅塩」は「顆」の助数詞で呼ばれてゐるこ  
とがわかる。「顆」とはかたまりの謂である。そしてこの「堅塩」  
は「籠」に容れられたこともわかる。さらに、三斗容りの籠が三  
百、二斗容りの籠が三百、計六百籠だから、一千五百斗といふこと  
になる。それが、「一千五百顆」と記してあるから、一顆は一斗と  
いふ計算になる。これによつて、一かたまりの塩が相当な大きいも  
のであり、而も一千五百顆といふから、量的に夥しいものであるこ  
とがわかる。そして、命婦以下に与へる「堅塩」と、親王以下の  
「塩」とは違ふといふこともわかる。さうすると、上述の中林治助  
製の「二番煎じ」の如き「堅塩」を以てこれに擬するには、第一に  
「〇顆」とよばれる形をしてゐたものかどうか不審であるが、そ  
れよりも量産の上で問題になるまいと思はれる。さらに、「劣等な  
塩」と認めるには親王以下と命婦以下との區別してゐる点において  
或いはさうかとも思はれようが、貧民の食べるのに適すると看做さ

れるものを、かくも多量朝廷に納入することがあつたとは考へられ  
ない。なほ後出(4)をみよ。

(2) 生道塩詠云イクチ堅塩也。大如大瓮。元一顆。搗得塩一斗  
許。生道尾張国郡里名也。

これは、大膳式下の冒頭に「東寺中台五仏。左方五菩薩。右方五  
忿怒料。生道塩日別五合七勺。」とある頭注に見える記事である。

この頭注は享保八年刊本にあるもので、その注記せられた時代は明  
かではない。そもそも大膳式下は延喜式卷三十三で、九条家本(平  
安末期書写)には欠巻に当たり、この注記は尾張に関する記述であ  
るから、尾張家本によつて慶安元年に補はれた頃には、その尾張家  
本(未見につき書写年代不明)につけられてゐた注記ではないかと  
思はれる。よし注記の時代は新しくとも、この頭注の内容は貴重で  
ある。イクチとは尾張国知多郡亀崎町の北一里半、衣浦の内港にの  
ぞんだところで、地名辞書(吉田東伍)によれば、熱田神領目録に  
「生道郷」とある地名である。いつたい、この「生道塩」は主計式  
上にすでに出てゐるのであるが、

生道塩一斛六斗。与調塩  
共進。

とある。これは「生道塩」は、普通の「調塩」(租・庸・調の「調」  
の意で、税としての塩のこと)と共に進れといふのであるから、普  
通の塩とは違ふことがわかる。そこで、前掲(2)をみると、「生道塩」

といふのは、生道郷で産する「堅塩」であつて、その大きさは大きな瓮ほとぎのやうである（一本に「大豆」とあるが誤り）。そして一顆を搗いたら一斗ほどの塩ができるとある。これはまさしく(1)において、一顆は一斗といふ計算をしたのと符合する。さらに瓮の如しとあるから、ほぼ球形をしたかたまりで、それを「搗く」とあるから相当固いといふこともわかる。しかも「生道」は産地の名であるから、特産的な性格のものであることもわかる。このやうにみると、ますく中林治助製の「堅塩」でないことは明白となつてくる。

(3) 志摩国司解 申神龜六年輸庸事

管郡式、課丁壹仟陸拾貳 正丁九百卅二  
次丁一百卅

輸庸塩壹伯肆拾玖斛伍斗伍升

神戸参所、課丁壹伯肆拾壹 正丁一百廿五  
次丁一十六

輸庸塩壹拾玖斛玖斗伍升

伊勢大神宮課丁壹伯参拾 正丁一百一十五  
次丁一十五

輸庸塩壹拾捌斛参斗漆升伍合 陸拾壹籠漆升伍合

粟嶋神戸課丁伍 正丁

輸庸塩漆斗伍升 貳籠壹斗伍升

伊雜神戸課丁陸 正丁五  
次丁一

輸庸塩捌斗貳升伍合 貳籠貳斗貳升伍合

公納課丁 玖伯貳拾壹 正丁八百七  
次丁一百一十四

「堅塩」考

これは神龜六年八七二九Vの志摩国輸庸帳と謂はれる正倉院文書である（大日本古文書1、三八五頁）。これによつてわかることは、志摩国から公に差出す塩は一四九石五斗五升であるが、一方三つの神戸から各宮へ差出す塩は、伊勢大神宮へは一八石三斗七升五合、粟嶋宮へは七斗五升、伊雜宮へは八斗二升五合で合計一九石九斗五升であり、さらに各宮への塩の数へ方が籠で記されてゐるのである。今、一顆一斗の単位で、三斗（三顆）一籠の割で計算してみると、大神宮は六一籠となり余りが七升五合であり、粟嶋宮は二籠となり余りが一斗五升であり、伊雜宮は二籠となり余りが二斗二升五合であつて、計算がみごとに合ふ。すなはち、(1)(2)でみた計算通りのことであつて、これからすれば、神戸から各宮へ差出す塩といふものは、公納の塩とは違つて、まさしく「堅塩」と呼ばるべきものであつたことがわかるのである。或いは「籠」は三斗入りの形さへしてゐればよいではないかとの反問もあらうが、これは(1)(2)から遡つて、やはり一籠に三顆を入れたものとみて差支へない（次例参照）。従つて、神饌としての塩は「堅塩」であつたことを意味するのであり、それは生道郷のみならず、志摩国の諸神戸でも造られてゐたものであり、そして史料の時代は奈良時代であるといふことは甚だ貴重なのである。これを以てしても中林治助製の「堅塩」でないことは明かで、貧民の食するやうな塩を神に奉進すべくもなかつ

たのである。

(4) 丙寅、詔曰、時臨<sub>ニ</sub>東作<sub>ニ</sub>、人赴<sub>ケリ</sub>田時<sub>ニ</sub>、膏沢調暢<sub>シ</sub>、春事既<sub>ニ</sub>起<sub>レリ</sub>。思<sub>ヒ</sub>九農之方<sub>ニ</sub>茂<sub>キヨ</sub>、冀<sub>ニ</sub>五稼之有<sub>ムコ</sub>饒<sub>レ</sub>、順<sub>デ</sub>是令節<sub>ニ</sub>、仁及<sub>サム</sub>黎元<sub>ニ</sub>、宜<sub>ク</sub>賜<sub>フ</sub>京邑六位已下、至<sub>マデ</sub>庶人<sub>ノ</sub>戸頭<sub>ニ</sub>、人<sub>コト</sub>塩一顆、穀二斗<sub>ヲ</sub>。(統紀、聖武、神龜四年二月)

ここに「塩一顆」とあるのは「堅塩一斗」と置換へてよいことを示すもの。聖武天皇が神龜四年八七二七に仁政を施すとの意図で、都の六位以下庶民の戸主に至るまで「堅塩」一斗と穀二斗とを賜はつたといふのである。貧民の食するやうな塩を配給したとて仁政にはなるまい。むしろ神饌に供するのと同じ「堅塩」を配給してゐるのである。ただし、これは、実はかたまりとして与へる便利さと、平等に分配するといふ等量性の技術的な面からさうしたのであつて、(1)において、親王以下が普通の塩で、命婦以下が「堅塩」といふのは逆のやうに思はれるけれども、右の便利さと等量性の然らしむるところであつたと考へてよい。それにしても夥しい量であることを注意しておかう。これも奈良時代の話である。

(5) 内豎四人渡<sub>ニ</sub>馳道<sub>ニ</sub>就<sub>ニ</sub>西階<sub>ニ</sub>、自<sub>ニ</sub>采女<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>受<sub>、</sub>糒<sub>・</sub>堅魚<sub>・</sub>堅塩

干鯛<sub>・</sub>若鮑<sub>・</sub>蔓菁<sub>等</sub>。(西宮記、卷十、十月旬の儀)  
四盤<sub>・</sub>交飯<sub>・</sub>固塩<sub>・</sub>茹物<sub>・</sub>堅魚<sub>・</sub>干鯛(江家次第卷六二、孟旬

の儀の条「幼主時<sub>ニ</sub>孟旬<sub>・</sub>次臣下給<sub>レ</sub>飯、次給<sub>ニ</sub>菜汁物<sub>ニ</sub>返<sub>レ</sub>御箸下、臣下応<sub>レ</sub>之、次一献、次下物下器渡」とある、その注)

座別繩五尺。……堅塩一升。……(四時祭式上、月次祭奠幣案上<sub>ニ</sub>神三百四座の条) 八但し、九条家本には「堅」の字が無い。一条公爵家本には「塩」の字が無く、補つてゐる。今は「堅塩」の本文と認める。V

白米<sub>・</sub>煎餅<sub>・</sub>堅塩<sub>・</sub>……(前掲三の1、末尾の『和泉往来』八文治二年点Vの例)

第一・二例は朝儀の饗饌に用ゐられた例。第三例は神饌奠幣に用ゐられた例(「一升」とあるのは、「一斗」のものを小断片に砕いたものと理解される)。第四例は贈答品目の中の名品特産物としての位置を占めるものとして「堅塩」があるわけである。これらの例によつても、絶対に「粗悪な・不純な・劣等な堅い塩」と考へられるものではないことがわかるであらう。と同時に、「堅魚・干鯛」などと並べられてゐるので、普通の塩とは異つて、保存の利く塩の状態が想定されねばならない。なほ、次項3を見よ。

(6) 又有<sub>ニ</sub>黒塩<sub>ニ</sub>。今案俗呼<sub>ニ</sub>黒塩<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>堅塩<sub>ニ</sub>。日本紀私記云、堅塩、木多師、是也。(和名抄)

これについては従来、「堅塩」とは「色の黒い塩」だから、「不純な、従つて粗悪な塩」だと理解されてきた。「黒」とは「汚い」の



意であるとされてきた。しかし、和名抄における品目の排列が、「白塩」の次に「黒塩」とあつて、色の「白」と「黒」とが対比されてゐるとみるべきであることがわかる。シナの本草で「黒塩」といふのは、実際に色が黒くて、「主<sub>ニ</sub>腹脹氣満<sub>ニ</sub>」とあるやうに、薬用にしたものである。それに対して、日本の「黒塩」は「堅塩<sup>カケンホ</sup>」とよばれて、昔の文献にはキタシとあると記してゐるのである。従つて、日本の「堅塩」（シナには「堅塩」の語はない）はシナの「黒塩」に相当するとすれば、それは、色の黒い塩といふことにおいて一致するとみてよからう。かく考へてくると、従来の如く、「黒」は「汚い・粗悪な」といふ意味として理解しようとしてきたのは誤りと断じてよい。ところが、「色が黒い塩」とは一体どんなものか、何故「色が黒い」のかといふ点については何のてがかりも得られないのである。この点は、次項3において明かにしよう。

さて、以上挙げた諸例<sup>③</sup>から帰納される「堅塩」について考へられる諸性格を、ここで、一応まとめておかう。

(イ)「堅塩」は上代ではキタシと発音され、人名にも用ゐられたことがある。後に、カタイシホないしカタシホとよばれるやうになつた。キタシとはキタシシホの語構成をもつ語であつたが、単にキタシといはれ、物の名となつた。「堅めた塩」といふ意が考へられる。

## 「堅塩」考

(ロ)「堅塩」は「顆」といふ助数詞をもつ。これは「かたまり」の意で、一顆の量は一斗（和銅の制の大升で約四升余り）で、球状をなす。このやうに量と形が一定してゐるから、自然に固結した塩ではなく、人工的に製造するものでなければならぬことが予想される。また文字通り「堅い塩」である。籠に入れたのは運搬の便宜にもよるものであらう。

(ハ)海辺の或る地域（何ヶ処か複数）で特産されるものである。従つて、それ相当の施設を必要とするであらう。

(ニ)神饌供御（勿論「仏」も入る）としても用ゐられ、或いは朝儀の饗応や贈答にも用ゐられた。これは決して粗悪な塩たることを示すものではなく、名品特産物として珍重されて然るべきであると同時に、保存としての性能を考へさせるに十分である。

(ホ)「堅塩」は実に夥しい量を必要とした。のみならず、庶民の家にも給せられることがあつた。ここに等量性が条件となるから、同じ量のものを造り出す容器が必要であり、その容器（球状のもの）も夥しい数が必要であり、また変形させないためには堅くする必要があり、また多量の堅塩を給するためには、温存蓄積する必要があるとみななければならぬ。ここにおいて、普通の塩とは異つた製造法があつたことが当然予想されよう。普通の塩なら、ニガリが出て、実は面倒なものであつた。

(ハ)「堅塩」の色は黒い。

といふことになる。

以上(イ)～(ハ)の諸性格をもつのが「堅塩」であるとするならば、通俗的に考へられてきた岩塩説や、中林治助が製造した「堅塩」に賛同する説は全然該当しないことはいふ迄もなくなるであらう。まして、(ハ)の性格における色の黒さといふ問題については、従来極めて観念的に、「汚い・粗悪な」と解してきたのであるが、かういつた点を慎重に、そして素直に「黒」は色のことをいふはずだと先づ考へるべきだと私は思ふのである。そこで、いよいよキタシ(堅塩)の製法について考へてみよう。

### 3 キタシの製法

すでに私は前項末で「堅塩」の諸性格をまとめたが、(イ)においてはキタシがキタス(動詞四段の連用形)に由来し、「固める」意であつて、自然に「固まる」<sup>④</sup>塩ではないこと、(ロ)においては、キタシは人工的に製造された形と量とをもつた塩のことで、普通の塩とは違ふことを指摘した。然らば、どのやうにしてキタシを製造したのであらうか。

これについて極めて参考になるのは、前に掲げた、伊勢神宮御塩<sup>みしほ</sup>殿<sup>でん</sup>で調製してゐる「堅塩」である。ここで少し詳しく説明しよう。

先づ塩田から塩水をとる。これを御塩<sup>みしほ</sup>焼所<sup>やきじよ</sup>で大きな鉄なべで煮詰めて塩を採る。これが、普通の塩である。神宮ではこれを「荒塩<sup>あらしほ</sup>」と謂つてゐる。神宮参拝をしてお祓<sup>あは</sup>ひをうける時に、撒いて戴くときに用ゐる塩だと思へばよい。これは、結晶が粗く、赤褐色をしてゐる。二見町の海水の質によつてこのやうな色をしてゐるのかも知れないが、今日の我々が用ゐる純白のさら／＼した精製塩(専売公社の)を想像してもらふと困るのであつて、要するに、「荒塩」といふ名の如く、粗なる原始的な感じのする塩である。従つて、色からいへば、古へでも塩は白かつた(注2参照)のだから、この赤褐色の塩はどうも海水の質によるものと思へない。尤もニガリを断切つて長年放置すれば、それも漸次褪色してゆくといふ。次に結晶が粗いが、これは細かくする方法はある。それは製塩の時、濃度の薄い塩水を長時間かけて、蒸発乾固させると、細かい結晶になるが、薪代その他の労働力で費用がかさむといふ。

さて、このやうにして採れた「荒塩」を、今度は神宮御塩殿で、焼<sup>あ</sup>き<sup>あ</sup>固<sup>あ</sup>めて、「堅塩」を調製する。私が注目するのは、この「堅塩」調製法なのであつて、「荒塩」を人工的に固める方法である。つまり塩<sup>あ</sup>の<sup>あ</sup>加<sup>あ</sup>工<sup>あ</sup>品<sup>あ</sup>なのである。その実況をこれから記述しよう。先づ、泥と砂で練り固めた粘土を、三角錐の型木に覆ひ、その型木を抜くと、空洞の三角錐の土堀が出来る。その内部に、六合の「荒塩」を

詰める。それを竈かまどに入れて、六時間から七時間かけて、一日に二十箇いづついぶし焼きにすると、その荒塩は固まり黒灰色に変色して、その型通りの三角錐の「堅塩」が出来るのである。(これらの実物は、すべて神宮徴古館に陳列せられてゐる)

ところで、奇怪なのは御塩殿の竈の構造である。これは三十糶四方の炊口たきぐちがあるだけで、あとは全部塗りこめてある。普通の竈ならば、他に塙なべや釜を据ゑる大きな穴が上部にあいてゐるし、煙出し穴ないし煙突があるのだが、これには全然無い。従つて薪を燃せば、炊口がすなはち煙出しだから、甚だしく煙いのである。永年ご奉仕してゐる吉井金治氏(二見町莊しやう在住、当年八十歳)はせめてよく燃える薪を戴きたいと神宮司庁に願出るが、毎年煙のよく出る薪を選んでゐるとしか思へないやうな拙ちぢい薪を与へられると述べた。その反対に、「荒塩」を造る御塩焼所では、大きな炊口で、煙出し(三ヶ所あり)もあり、勢よく燃える薪であるとも述べた。

この説明は、私に、「堅塩」調製の原理をさとらせてくれた。要するに、普通の塩を容器に容れて、「塩の燻製」にすることなのである。その為には煙でいぶしやきにせねばならないのである。実際、この竈の内部は当然のことながら空洞になつてゐて、真中でくすぶる薪を燃し、その周辺に三角錐の土塙を配置して、長時間かけて燻製するのである。つまり「直火ちかひ」には当てずにいぶしやきにするの

## 「堅塩」考

である。さういへば、眉墨にする土を焼く場合、「その中つ土にをかぶつく 真火まひには当てず」(応神記歌謡)とあるのを想出すであらう。まさにこの方法なのである。かくして、煙にいぶされるが故に、塩は黒灰色に変色するのである。そしてニガリを含む水分は蒸発し、加熱の結果、型通りに塩は固くなり、その表面は光沢さへ帯びるに至るのである。これによつて、和名抄で、「堅塩」は「黒塩」(色の黒い塩)だと述べてゐるのに、従来それがよくわからなかつた、その謎がはじめて解けるのである。「堅塩」はまさしく色の黒い塩だつたのである。従来、この和名抄の記事を、安易に、「黒」は「汚い」、だから「粗悪な、不純な」と理解しようときへしてきたのは、甚だしい曲解といふべきであつた。

では、何のために、かかる手間のかかる「燻製の塩」を造つたのか。鮭などの燻製ならば保存食の目的が第一に考へられる。勿論風味も付随的に生ずるが。また伊勢神宮の萱茸かやの萱も、実は燻製にしたものを磨いたもので、これも保存を考へてのことである。しかし、塩は腐くさるといふことはあり得ないのだから、わざ／＼燻製にするのは別の目的があつたとせねばならない。

私が考へるに、これはニガリ対策が第一の目的であつたらう。長時間いぶしやきにすればニガリが蒸発除去される。その結果、黒灰色になつたり、固くなつたりする。かういふものができると、付随

的に運搬・分配、更に保存或いは風味などの特色ある塩としてできあがるのだと理解すべきものとなる。神宮では今日なほ「堅塩」を風通しのよい棚に安置して、必要に応じて杓もじ状のものでこんくんと打砕いて神饌に供してゐるのをみても、私の、ニガリ対策のために燻製にしたのであらうといふ理由が納得されると思ふ。

ここまで辿りつけば、御塩殿の調製「堅塩」は三角錐であるから、上代・平安の文献資料から導かれた球形の「堅塩」で一斗といふのであるならば、球形の容器に一斗の塩を詰めて燻製にしたら、それでよい、といふことになる。これは理論的にはさうなのだが、私としては、これを更に証拠づけるためには、日本の何処かに、球形の容器が出土して然るべきだと考へた。何故ならば、球形である限り、土器をぶち割らねば、中から「堅塩」をとり出すことができないからである。火力が通れば土器は破片としてでも必ず残るからである。今日の考古学では、海辺の製塩跡の報告はある（例へば、岡山県の喜兵衛島の製塩炉跡など）が、それはいはゆる普通の塩を製する炉跡であることを示すに過ぎず、更に私のいふ球形をした「堅塩」調製土塙<sup>どくわ</sup>とでも命名したいやうな容器についての発見に関する報告は寡聞にして知らない。しかし、最近、私は、「堅塩調製土塙」に相違ないと、私が認定する土器を目撃したのである。私は考古学には闇い一国文学徒であるが、考古学の教示を超えての発言

であることをここに明記しておきたいし、もし外れてをれば考古学者の響聲を買ふのは覚悟の上であるとはいへ、教示を賜はりたいと願ふものである。

三重県鳥羽市の或る地点（ここで特に「或る地点」と記すのは、私の目撃した土器についての公的な調査報告書が未完成なので、それが済むまでその地点名を公表することは避けてほしいとの要望による。ただし、そこから、「和銅開珎」の貨幣が出土したとか、その他鏃などの出土品の調査報告書はすでに公表されてはゐる）において、おほがかりな発掘調査が行はれ、それは昭和四十八年三月三十一日に完了した。二六〇〇平方メートルにわたる製塩遺跡であった。縄文・弥生時代から、奈良・平安初期にわたる長い間の累積的な出土品がみられたが、人が住んでゐた場所ではなくて、製塩のための工作場の如き感じのする場所である。石を敷き、火力を用ゐて製塩したと判定されたのは、その石や土が赤黒く焼け、その付近の土はニガリを含んでじつとりと湿り、そこから直径二十五糎、深さ五糎の盃型の「製塩土器」と認められる土器が完全な姿で出土したからである。これによつて、この地点が普通の塩を生産した所であることは間違ひのないことであつた。しかし、この「製塩土器」は私の探し求めてゐる「堅塩調製土塙」ではなかつたのである。

さて、ここで、この遺跡発掘に従事した主任某氏の話と行動を紹介

介しよう。氏は縄文・弥生式土器をはじめとして、遂に「製塩土器」を発掘し、所期の目的は達したのであるが、その地点一帯に散乱する土師器の破片の多さにむしろ異様な感にうたれたといふ。しかし、奈良時代の層から出土する土師器は別に関心を呼ぶものではないから、そのまま放置しておいた。とはいへ、何とかつなぎ合はせられさうな破片数箇を持帰り、接着剤でつないだところ、二種の壺状のものが想定されるものができた。しかし、果してこれは何用の為のものか見当つかぬままに、陳列棚に安置して、今後の研究に残しておいたといふ。

昭和四十八年六月十四日、私はこれらの出土品を見学し、件の二種の壺状が想定される土器の断片を目撃し、それが、もしか、私の探し求めてきた「堅塩調製土塙」ではないかと直感した。そして、早速、復原される壺状の土器の直径を作図測定してもらった。その結果、

大壺……横の直径三五・四糎、縦の直径三一・四糎

小壺……横の直径二五・四糎、縦の直径一九糎

であつた。勿論うちのりの長さであるが、想定復原図を信ずれば、断面図楕円形の壺状となる。大壺は、黒い煤の跡や焼けただれた跡がついてをり、小壺にはそれは見られないが、何れも赤土を粘つて火を通して作られた土師器である。厚さ五糎の土器であつて、前掲

の「製塩土器」の厚さ一〇糎とは異なる。ここにおいて、私は、この壺こそ、目指す「堅塩調製土塙」に相違ないと判断するやうになつた。

すなはち、かりに塩一斗（大升で約四升）を焼固めるとして、どれ丈の球状の容器が要るかといふと、完全なる球であるならば、直径約二三・五糎なのである。昔の単位でいへば、曲尺まがりで小尺約七・九寸、大尺で九・五寸といふところである。然らば、復原小壺の方がほぼそれに該当するといへよう。大壺の方はそれには妥当せず、しかも煤や焼けただれた跡があるので、却つてそれらしくも思へるが、大きさの点で難があり、今のところ何用の為のものかわからない。尤も小壺の方でも少し小さ過ぎはしないかといふ難点もあるけれども、それよりも、土師器の破片の多量なる散乱は、この「堅塩調製土塙」の破片に相違ないことを示して余りがあると思ふのである。つまり、この土師器は、「堅塩」調製以外の用途を考へさせる余地はないと私には思はれたのである。

そこで、念のため、この多量の破片を以て小壺を復原するとすれば、どれ丈の壺ができるかと概算してもらつたところ、約一〇〇箇であらうかといふ。しかも、この製塩遺跡は、実は往古はもつと海の方迄出張つてゐたのであつて、今日では地面が沈下して、内陸の方へ堤防を作つたものであることが測定されてゐる。従つて、往古

の製塩場はもつと広がったことは言ふ迄もない。然らば、かかる土塙はもつと多量であつたと推定してよい。

ことのついでに、余計なことだが、大胆な仮説を立てるとすれば、第2項の(3)に掲げた「栗嶋神戸」(神亀六年の「志摩国輸庸帳」)が、或いはこの製塩遺跡に妥当するのではないか。早くから栗嶋の地名が消滅し、今日の何処に比定すべきか歴史学上の謎であつたが、この栗嶋神戸から、年「漆斗伍升」の「堅塩」を奉納するとすれば、年に七箇半の土塙が必要で、もし右に概算した如く約一〇〇箇の土塙が存在してゐたといふことになる、少くとも奈良時代十数年間の歴史を想定することができる。従つて、他に栗嶋を此処と定むる証拠が無い以上、この地点を以てそこに擬することは一つの根拠となるであらう。

以上で、私の「堅塩調製土塙」(これは私の命名による)発見始末記は終る。繰返し言ふが、普通の塩を造る「製塩土器」とは異なるのである。「堅塩」は普通の塩に加工した塩なのである。その加工過程の想定は、伊勢神宮御塩殿で今日もなほかつ古式に則つて調製されてゐるのを以てヒントにしたのであつて、この鳥羽市の或る地点での、加工過程もほば似たものであらうと考へ、その竈かまどそのものは遺跡には残存してゐない——粘土製のためか、ともかく、竈が後世迄残存することは恐らく無理で、使用が止めば土に化するのほ想

像する迄もないことなのだ——が、せめて、古文献が示す、球形の容器でも発見できれば、「堅塩」の形態に対するキメ手になると考へたのである。容器は、もし粘土を固めただけのものでは火力を化して跡形も無くなるが、それでも「堅塩」にするためには火力を浴びるので断片位は残るはずである。然るに、鳥羽市の或る地点の多量の出土土器は土師器であつて、轆轤を用る壺を作り火を通した壺であつたから、残存したのである。その壺に、採れた塩を詰め、竈でいぶしやきにして、塩を焼き固め、それをぶち割り、中から球体の固形塩を得たといふ次第となる。だから土器は破片となつて散乱する。かかる土器は割つても惜しくなかつたに違ひないし、技術的にも割らざるを得なかつたであらう。参考までにいへば、伊勢神宮では、一度使用した土器は再度用ゐず廃棄処分するのが慣例である。

「堅塩」そのものは残存しない。これは当然であるが念の為申添へておく。ただ「堅塩」とはどんなものかは従前述べ来たつたやうに、固くて、黒灰色をした塩で、今日見たければ、神宮徴古館の陳列品によるのがよい。

#### 4 キタシと貧窮問答歌

貧窮問答歌の「堅塩」について、これまで追究してきた「堅塩」

とどうかかはるか。私にはこの両者が別物であるとは思へない。従つて、憶良の「堅塩」もその線で考へてよいとすると、従来の認識を根柢から覆す結果とならう。少くとも「堅塩」は、岩塩とか、或いは凝り固まつた粗悪な塩なのではないといふことだけは確かで、「堅塩」はキタシといはれるものであつて、普通の塩に対して、それを材料にして更に人工的に加工した塩であつた。それは、一斗単位で焼き固められた球形をなすもので、「塩の燻製」品であり、その色は黒かつた。かうすれば、普通の塩にみられるニガリの処置がうまくできるのであつた。ニガリ対策のために長時間かけていぶしやきにしたのだといつた方がわかりがよい。その結果固形となつた。かうなれば運搬、保存上などの利点が付随的に出てきたといつてよい。確かに、「堅塩」調製のためには、普通の塩を造つてから更に燻製にするのであるから、それだけの手間がかかつてゐることは事実である。従つて、それだけの労賃もかさんでゐると看做してよい。しかし、「堅塩」一顆があれば、そんなに減るものではあるまいから、一度購入すれば長い間の保存に堪へ得るものとなる。他方、菜料の塩は普通の塩で、これは人間生活の必需品である。年間  
の所要量を、かますなり俵なりに入れたものを、下にニガリを受け  
る壺を置いて台所や蔵に納つておき、毎日それを使用したといふこ  
とは今も昔も変わるまい。それに対して、「堅塩」をもつてゐるとい

ふのは、朝廷からの下賜の場合を除けば、良民ならば一顆ぐらゐは購入してゐたものであらう。そして、この「堅塩」が、他に酒肴の無いときに、酒肴として用ゐられたことは、大和物語の例にも見え  
てゐるが、他の例は、鮑とかえびとかの酒肴の種類に加へて、この  
「堅塩」も用ゐられてゐるやうに、「堅塩」は酒肴の一つでもあつ  
たわけである。果せるかな、憶良の歌でも、

堅塩を とりつづしろひ

糟湯酒 うちすすろひて

とある。ついでに「糟湯酒」について関連して述べておくと、これ  
は、真の酒ではなくて、酒の糟を水に溶かして熱したもので、「糟  
汁」に当たると考へられる。真の酒に比べれば質素なできあひのも  
のである。しかし、あたたまりの持続性はこれの方がまさること、

酒コソ寒気ヲ防グ物ナレド、誠ノ酒モナケレバ酒ノ糟ヲ湯ニ煮  
テ打歎ルナリ。貧キコトノ有様ナリ。越後ノ国ニ、冬ノ夜ノ中  
ニモ寒キ夜、鮭ヲ取漁夫等、酒ヲ飲テハ還テコ、ユル由ニテ、  
寒クナレバ幾度トナク此糟湯酒ヲス、リテ業ヲナストゾ承ル

(代匠記)

と述べるが如しである。従つて、その合目的な理由からみれば、  
「糟湯酒」そのものも、のつけから貧乏の象徴的素材としてとり  
あげられたとは云へないのではないかと考へる。その酒肴にしても

「堅塩」とあるのは、従来考察してきたやうに、 $\wedge$ 貧 $\vee$ の象徴的素材とみられる点はいささかもなかつたのと類同である。さて、徒然草（二一五段）に、何も肴が無くて、小土器にみそが少しついているのを肴にして数献に及んだ話があり、兼好は、昔はこのやうに質素であつたと評し、次段（二一六段）では、その反対の豪華な酒肴の話掲げて対比的にしてゐるが、そこでは、一献にうちあはび・二献にえび・三献にかいもちひとある。

今、この徒然草の話をみると、豪華な酒肴と、質素な酒肴との差は明かである。それは種類と量によるのである。然らば、憶良の歌では、匏やえびなどの酒肴に比べては勿論質素であり、真の酒に対して「糟湯酒」であるからできあひの感はまぬがれないことは事実である。しかし、果して、酒宴のための酒であり肴であるかといふに、憶良の貧窮問答歌は、決してそのやうな目的をもつものではないことは云ふ迄もない。何の為かといへば極めて寒いから、「糟湯酒」をすすり、その肴として、普通の塩ではない所の「堅塩」（塩の燻製）を少しづつ噛むのである。暖をとるのが目的で、酒宴でも何でもないのである。従つて、もし、真の酒呑みは塩のみを肴にするなどと、「通」の立場から理解するとすれば、それはこの歌は何も酒宴の歌ではないのだから、はじめからそれは誤りである。しかし、この程度では依然として寒いのである。自然現象の寒気が、実

は貧と窮との前奏曲となつてゐるのである、と私は理解する。従つて、「堅塩」や「糟湯酒」そのものは、決して、 $\wedge$ 貧 $\vee$ や $\wedge$ 窮 $\vee$ の象徴的素材として敷設されてゐるのではないと考へる。従来は、無批判に、「堅塩」や「糟湯酒」は貧民の食するものときめてかかつた。だから、「堅塩」は粗悪な塩と解され、「糟湯酒」は真の酒も呑めないやうな貧民と説明され、かつ疑はれたことはなかつた。これは先入主による誤解といふべきである。

すでに私は「堅塩」について、従来の考への妥当しないことを指摘してきた。ここにおいて、改めて憶良の歌を構成論的に検討してみよう。

(1) 導入部 「風雜り……寒き夜すらを」

○スベモナク寒イ。

(2) 叙述部 「A我より貧しき人の……いかにしつつか汝が代は渡る」

○貧ニツイテ。

「B天地は広しといへど……来立ち呼びぬ」

○窮ニツイテ。

(3) 終結部 「かくばかり……世間の道」

○世間ノ道ハ甚ダスベナシ。

(1)における自然上のスベナシが(3)における人事上のスベナシと呼



応するのである。(2)では、Aにおいて△貧▽をBにおいて△窮▽を叙述するが、それは(1)の導入部の「堅塩」「糟湯酒」といふ質素な素材ではあるが暖をとる目的への行動があり、なほ「衾」<sup>ふすま</sup>もありつたけ着て寒さからの脱出を図らうとする人間に対して、Aでは「飢ゑ」と「寒え」とにモロに襲はれる人間を描き、Bでは、無気力な生きる氣を失つた人間に追討ちをかける税の非情さにうめく人間を描く。だから(3)でスベナシ(処置なし)と結ぶのである。勿論、税の対象になつてゐる人間であるから、世間でよくいはれるやうな、浮浪者・賤民の類ではなくて良民なのである。だからこそ、△貧▽と△窮▽が問題になるのである。その描写法は、対比法・漸層法・誇張法を用ゐるが、その中の、「堅塩」「糟湯酒」そのものは、酒宴の目的をもつものではなくて、暖をとる目的のためのものだから、△貧▽の象徴的素材なのではないと考へるべきである。

以上、私は憶良の貧窮問答歌の「堅塩」について、従来「岩塩」ないし「粗悪な固い塩」と解されてきたのは誤解であり、それは「貧窮」に拘泥した先入主によつて誤つた見解に陥つたものと批判したのである。そして私の得た「堅塩」は、要するに「燻製した堅い塩」といふことであつた。燻製の目的は、ニガリ対策が本来的なものであつた。その方法は既述の如く、普通の塩を一斗容りの壺状土器に詰め、長時間燻でいぶしやきにする。できた燻製の塩は黒

灰色に変じ、甚だ固い球形のものとなつてゐる。運搬・分配・保存・風味など、種々な利点をもつ塩なのである。さらに、憶良の「堅塩」を、従来、カタシホと訓んできたのも誤りであつて、カタシ(キタシ)シホの下略)と改訓すべきものであることも指摘したのである。

注①この「一斗」は、和銅の制(七一―七二三)における大升で計算すると、今日の約四升に当たる。約七二〇〇立方糶である(『復刻奈良時代民政経済の数的研究』沢田吾一、第四篇、第廿八章、斗量結論、第二節、和銅大量、四五―五二頁、参照)。ただし、ふつう「穀」の斛法についての計算であるが、私は「塩」にも適用したのである。以下の「一斗」もこれによる。

注②「黒い塩」といへば、昔の塩は色が黒かつたと古者からしばしば聞かされる。しかし、これは、今日の専売公社の純白塩に比べての話で、昔の塩でも「白い」と認識されてゐたことは、「即以<sub>レ</sub>白塩<sub>ニ</sub>塗<sub>ニ</sub>其身<sub>一</sub>、如<sub>ニ</sub>霜<sub>ノ</sub>素<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>応也」(仁徳紀八年、夢相の条)に見える。この条は、日本での説話を採録した箇所であり、この「白塩」はシナの「白塩」(すなはち「岩塩」)を借用したものではない。一方、「藻塩焼く」とある

から、海藻や薪の灰が入つて、太古の塩は黒かつたのだらうとも想像されてゐるが、それは誤りである。「焼く」とは「塩に焼く」の意で、薪を燃して、濃い塩水を蒸発乾固するのであつて、海藻を燃すのではない。すなはち、海藻についた塩水を天日で乾かし、何度も何度も海水を注いで、天日で乾かすことを繰返して、濃い塩水を作り、その塩水だけを釜に入れて薪で煮詰めるのである。これが海藻ではなくて、砂を利用したいはゆる「塩田」の法は、すでに奈良時代からあつて、「塩代田」「塩浜」の語によつてわかる。

注③まだ他にもカタシホの例がある。これは「石塩十顆」(大膳式上、積奠祭料)の傍訓に見えるものであるが、これは「積奠祭料」としての「石塩」であるから、シナの岩塩である。これは、「石塩有山産・水産二種」。山産者即厓塩也。一名

生塩。生山厓之間、状如白礬、出于階成陵鳳永康諸処。水産者生池底、状如水晶石英、出西域諸処。

(本草、光明塩)とあるやうに、山厓や池底に生ずる岩塩で、白礬や水晶石英の如く白い。それは、和名抄所引「崔禹錫食經云」にも「石塩一名白塩」とあるやうに白色であつた。その「白塩」が和名抄では「和名、阿和之保」とあつて、アワシホといはれた。然るに、「石塩」の傍訓にカタシホとある

のは、「石」は堅いからカタとよまれたに過ぎないものと思はれ、いはゆる「堅塩」ではないのである。積奠祭のため、シナから岩塩を輸入したのである。

注④塩が自然に固まることはある。その最も甚だしい例は、香川県坂出市出身の渡辺寛氏の話によれば、塩が大量にとれすぎて、カマスや壺に入れたまま数年も放置しておいた。その結果、底部は固結して、金槌やのみを使つても割れなかつた。で、舗装の下敷きに投入したり、ボタ山の如く放棄したといふ。ただ「固い」といふ丈のことならばこれも「堅塩」と命名してもよいが、私の追究してゐる「堅塩」の諸性格をほとんどみたすものではない。

注⑤『高知大学学術研究報告』8の16に、小関清明氏の「梁塵秘抄の一童謡―『かたしをまいらん』考―」(昭和三四年)といふ論考がある。従来「かたしを」について、「片脚」「片方」「挿頭」「柑子」など諸説があつたが、氏は、「とんぼとんぼ、お止まり、明日の市で塩買うてねぶらしよ」(高知市付近蜻蛉捕りの歌)「とんぼ、とんぼ、とんぼ、とんぼ、止まれ、塩やいて食はそ」(兵庫県)など、全国に残存するトンボ捕りの民謡(童唄)を紹介し、そこに「塩」が出てくることから、「かたしを」は「堅塩」で「岩塩」のことだと説かれた。

「かたしを」を「堅塩」と解されたのは卓見である。ただ「まいらん」の文法については、「参らせん」とあるべきものとなるが、しかし「参らん」でも、「貴人に参らせん」（奉りませう、進ぜよう）との意に用ゐることは平安時代から例がある（枕草子、能因本、九二）ので、トンボを貴人扱ひすることは童の心理として理解できるわけで、この文法は誤りではない。しかし、氏が、この「堅塩」を「岩塩」とし、又氏の説を踏襲した岩波古典大系本『梁塵秘抄』の解も共に誤りであつて、私のいふ「堅塩」（燻製にした塩）の意とすべきである。同大系の『大和物語』の頭注にも「堅塩」を「岩塩」と注してゐるのも誤りである。市場でわざわざ買つてくる塩、風味のある焼いた塩なればこそ、トンボ殿にさしあげて、挙句トンボを捕へることができるのである。この頃（平安末期）には、「堅塩」は、珍重さるべきものとなつてゐたことを示す資料ともなる。和泉往来の「堅塩」もその特性を認め得る。

一方、さら／＼した塩を焼いて、ヤキシホにするのがある（日葡辞書）が、これは素焼きの壺に入れて、炭火で蒸し焼きにするもので、純白・美味で、ぜいたくな品である。私のいふ「堅塩」ではない。

## 「堅塩」考

〔追記一〕本稿の初稿執筆中に、平島裕氏著『塩』が出版された（昭和四十八年五月十日、法政大学出版部刊）。有益な書と認めるが、本稿と重複する記述をもたぬ書であることを断つておく。この初稿は昭和四十八年六月十八日に脱稿した。それを以て第二六回万葉学会公開講演会（六月三十日、伊勢市観光文化会館）において発表をしたものに、少し手を加へて成稿したのが本稿である。

昭和四十八年七月八日稿了

— 皇学館大学教授 —

〔追記二〕七月十七日、植垣節也氏の「貧窮問答歌の一解釈」（昭和四十八年六月五日発行、光村図書出版の『国語教育』一六二号所載）が贈られてきた。氏は、堅塩・糟湯酒・麻ぶすま・布肩衣は決して貧しい生活の象徴ではないと主張してをられる。これは拙稿の4に当る部分であるが、私が「堅塩・糟湯酒」についてのみさう判断してゐたよりも氏の著眼は広く、特に「麻ぶすま」の攷証は説得力をもつ。ただ、「堅塩」の訓や、「堅塩」とは何かについては触れずに、単に「塩」と考へてをられる点は拙稿と全然重複しないが、糟湯酒を飲むことは寒氣を防ぐためとか、その目的をみただけなら、山の幸や海の幸を肴に飲む必要はなく、塩があれば十分だといふ考へは、私の考へ

と一致する。従つて、通説に対する批判は氏の方が早く、その著眼を讚へたいと思ふ。

—七月十九日記—

〔追記三〕七月三十日、広山堯道氏の「古代製塩についての二、三の想定——考古学との接点を求めて——」(『日本歴史』昭和四十八年八月号、第三〇三号)といふ論文に接した。氏の稿末に記された勤務先が赤穂であり、また注に掲げられた氏の論文が製塩に関するもの三篇によつて、氏が製塩研究の専門家であることは誤りない。そして、氏が「二、堅塩考」において、

次にこの固型塩の塩質を考えてみよう。山田氏(筆者注、山田孝雄博士)は「不純にしてしかも固型をなせる海塩」(自然固結のニガリと塩の塊)としているが、ニガリ分を含む塩は溶解し易く、『延喜式』にみられる如く祭典用に籩に盛ることは極めて不適當であるし、また神を祀る儀式には古い様式の供物は用いても下等品を用いることは考えられない。A(16)(17)の「螺貝焼塩」「火烧鰯塩」が語るように、散塩を貝殻或いは土器などの容器に詰めて焼き固めた焼塩であると私は推定したい。(六七頁)

と述べられたのは、まさしく拙稿の論旨と一致する。ニガリ対策のために焼固めた固型塩で、決して下等品ではないとされる

点、塩の専門家としての発言であり、もはや何人も疑ふ余地は無くなったといへよう。この点については、発表日時も氏の方が早く、その功を氏に譲らねばならぬ。

従つて、もし拙稿において公表の価値があるとするならば、氏の副題の「考古学との接点を求めて」が、氏自身の希望的心情的なものに過ぎず、恐らく謙虚に筆を控へられたのかも知れないが、この固型塩の実態やその製法の遺物についての研究は全然なされてゐないのであつて、その点を私はこれぞと思ふものを探りあてたと自ら信ずることを述べたことにあると考へる。但し、前代未聞のことに類するので、改めて斯界の御批判・御教示を期待する次第である。

さて、氏の論と拙論とは勿論別箇になされてきたのであるから、論述方式も着眼もそれぞれ異なるところがある。詳しく言へばきりが無いが、一つ不審な点がある。それは「志摩国輪庸帳」(神龜六年)について、氏はこの資料を見落してをられることである。成程、この資料は「堅塩」とか「顆」とかの文字は出てこないが、一顆は一斗といふ計算のきめ手にもなる重要な資料であると考へる。まして調の塩と違ふといふこともこれよくわかるのであるから、避けるべきではない。またキタシの語構成や語義についても述べてをられないことなどは深くは言は

ない。それよりも氏の労作「堅塩」の用例一覧(六二一―六六頁)は有益である。特に「淡路片塩三連直」(天平宝字六年八七六二―、大日本古文書五卷三一―九頁、二部般若錢用帳)の用例(六二頁、(6))を挙げられたのは有難かつた。すなはち奈良期中末期にはカタシホの語形があつたことを示すものである。然らば、カタシはやはり古語的であつて、その意味で憶良の「堅塩」をカタシとよむことはその可能性を増すと考へる。

さて、もう一つ見解を異にする点がある。氏は奈良・平安時代の堅塩は貧民の塩になり下つたといはれる。神仏祭祀の供物乃至その払下げ品だからといふ理由である。しかし、延喜式その他の文献に徴してもそのやうな下落した価値観は無く、本稿では既述の如く、全くその逆であつた。このやうな判断に氏が陥られたのも、憶良の貧窮問答歌の誤つた先入主がわざはひしたものと推察する。

〔追記四〕六六頁の「三重県の或る地点」とは、「贅」<sup>にへ</sup>といふ所で、鳥羽市から南方、直線距離で一杵、海路で二杵の所にある。昭和四十八年三月三十一日、鳥羽市教育委員会はその遺跡を発掘調査完了し、それを「贅遺跡」と命名し、古代製塩跡と断じ、その出土品を教育委員会文化財室に保管した。今その許可を得て、その地点名を公表する。

昭和四十八年九月一日

## 編集後記

藤田安二氏の御好意で、氏の論考「万葉集ムロノキ考」（正・続）の抜刷若干部を学会本部にいただいている。御希望の方は本部へお問い合わせを。

私の編集責任は今号で終る。次号からは井手至氏である。新人発掘が私のねらいであったが、成功したかどうか。いや成功するかどうかといってもよい。若い人達の精進を祈ること切である。

（大浜）

## 投稿規定

- 一、投稿資格は會員に限る。
- 一、内容は萬葉に關連する各分野の研究論文。
- 一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。
- 一、原稿は一切返却しない。採否決定は編輯部に一任のこと。
- 一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（實費執筆者負擔）はあらかじめ希望のある場合に限る。

## 萬葉學會會則

- 一、本會は萬葉學會と稱する。
- 一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて會員となることができる。
- 一、會員の研究發表機關誌として季刊「萬葉」を發行する。
- 一、本會は隨時、萬葉に關する見學旅行、文獻の展觀、研究發表會、講習會、講演會、圖書の出版、その他を行なふ。
- 一、會員は、年額千六百圓の會費（誌代を含む）を年度初に納入する。
- 一、本會の事務は  
大阪府吹田市千里山東三丁目  
關西大學文學部國文學研究室内  
（郵便番號五六四） において行なふ。

昭和四十九年二月五日印刷  
昭和四十九年二月十日發行

頒價 四百圓

送料十五圓

大阪府吹田市千里山東三丁目  
關西大學文學部國文學研究室内  
（郵便番號五六四）

編輯兼  
發行者 萬葉學會

振替大阪二九一四七

京都市南區東九條西岩本町  
印刷者 大宝印刷株式会社

例一九一・三三七一



昭和四十九年二月十日發行

萬葉

頒價 四百圓

送料十五圓